２０２５・２

いわき市議会定例会議案

令和７年２月

提　　出　　議　　案

議案第１号　いわき市ひとり親家庭等応援金支給条例の制定について …… 7

議案第２号　いわき市医学生応援修学資金貸与条例の制定について …… 11

議案第３号　いわき市土木審議会条例の制定について …… 19

議案第４号　いわき市出産支援金支給条例の廃止について …… 23

議案第５号　いわき市部設置条例の改正について …… 27

議案第６号　いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について …… 31

議案第７号　いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について …… 35

議案第８号　いわき市職員の育児休業等に関する条例の改正について …… 39

議案第９号　いわき市職員の給与に関する条例等の改正について …… 43

議案第10号　いわき市職員の退職手当に関する条例の改正について …… 85

議案第11号　いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例及びいわき市消防団の設置等に関する条例の改正について …… 89

議案第12号　いわき市戸籍手数料条例の改正について …… 95

議案第13号　いわき市集会所条例の改正について …… 99

議案第14号　いわき市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の改正について …… 103

議案第15号　いわき市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について …… 111

議案第16号　いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について …… 115

議案第17号　いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

を定める条例等の改正について …… 119
議案第18号　いわき市公衆浴場法施行条例及びいわき市旅館業法施行条例の改正について …… 123
議案第19号　いわき市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の改正について …… 127
議案第20号　いわき市建築基準法関係手数料条例等の改正について …… 131
議案第21号　いわき市都市公園条例の改正について …… 139
議案第22号　いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について …… 147
議案第23号　いわき市市営住宅管理条例の改正について …… 153
議案第24号　令和６年度いわき市一般会計補正予算（第８号） ……（別紙）
議案第25号　令和６年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号） ……（別紙）
議案第26号　令和６年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号） ……（別紙）
議案第27号　令和６年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第３号） ……（別紙）
議案第28号　令和６年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号） ……（別紙）
議案第29号　令和６年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第３号） ……（別紙）
議案第30号　令和６年度いわき市川部財産区特別会計補正予算（第２号） ……（別紙）
議案第31号　令和６年度いわき市水道事業会計補正予算（第３号） ……（別紙）
議案第32号　令和６年度いわき市工業用水道事業会計補正予算（第２号） ……（別紙）
議案第33号　令和６年度いわき市病院事業会計補正予算（第３号） ……（別紙）
議案第34号　令和６年度いわき市下水道事業会計補正予算（第２

号）……（別紙）
議案第35号　令和６年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算
（第２号）……（別紙）
議案第36号　令和７年度いわき市一般会計予算……（別紙）
議案第37号　令和７年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算……（別紙）
議案第38号　令和７年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算……（別紙）
議案第39号　令和７年度いわき市介護保険特別会計予算……（別紙）
議案第40号　令和７年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特
別会計予算……（別紙）
議案第41号　令和７年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算……（別紙）
議案第42号　令和７年度いわき市卸売市場事業特別会計予算……（別紙）
議案第43号　令和７年度いわき市競輪事業特別会計予算……（別紙）
議案第44号　令和７年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算……（別紙）
議案第45号　令和７年度いわき市川部財産区特別会計予算……（別紙）
議案第46号　令和７年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算……（別紙）
議案第47号　令和７年度いわき市磐崎財産区特別会計予算……（別紙）
議案第48号　令和７年度いわき市澤渡財産区特別会計予算……（別紙）
議案第49号　令和７年度いわき市田人財産区特別会計予算……（別紙）
議案第50号　令和７年度いわき市川前財産区特別会計予算……（別紙）
議案第51号　令和７年度いわき市水道事業会計予算……（別紙）
議案第52号　令和７年度いわき市工業用水道事業会計予算……（別紙）
議案第53号　令和７年度いわき市病院事業会計予算……（別紙）
議案第54号　令和７年度いわき市下水道事業会計予算……（別紙）
議案第55号　令和７年度いわき市地域汚水処理事業会計予算……（別紙）
議案第56号　令和７年度いわき市農業集落排水事業会計予算……（別紙）
議案第57号　字の区域の画定について
（平上高久、平上山口及び平下山口地区）……157
議案第58号　事業委託契約の変更について
（常磐線泉駅自由通路修繕工事委託）……163
議案第59号　財産取得の変更について

（南白土地域振興事業用地）…… 165
議案第60号　市道路線の認定及び変更について …… 167
議案第61号　市道路線の廃止について …… 199
議案第62号　指定管理者の指定について
（いわき震災伝承みらい館）…… 209
議案第63号　指定管理者の指定について
（いわきの里鬼ヶ城）…… 211
議案第64号　包括外部監査契約の締結に関する件について …… 213
報告第１号　債権放棄の報告について …… 215

議案第１号

いわき市ひとり親家庭等応援金支給条例の制定について

いわき市ひとり親家庭等応援金支給条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市ひとり親家庭等応援金支給条例

（目的）

第１条　この条例は、ひとり親家庭等で児童を監護している者に対し、児童が中学校を卒業する際にひとり親家庭等応援金（以下「応援金」という。）を支給することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって児童の新生活を応援することを目的とする。

（支給要件）

第２条　市長は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第６条の規定による認定を受けた者であって、次に掲げる要件を具備するものに対し、応援金を支給する。

⑴　15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（次条において「児童」という。）を同月１日（以下「基準日」という。）に監護していること。

⑵　基準日において本市に引き続き１年以上住所を有していること。

⑶　基準日の属する支払期月（児童扶養手当法第７条第３項本文の規定により児童扶養手当を支払う月をいう。）に児童扶養手当の全部又は一部の支給を受けていること（同項ただし書の規定により当該支払期月に支払うべきであった児童扶養手当が当該支払期月でない月に支払われる場合を含む。）。

（応援金の額）

第３条　応援金の額は、児童１人につき100,000円とする。

（応援金の支給）

第４条　応援金は、基準日以後速やかに支給する。

（応援金の返還）

第５条　市長は、偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けた者があるときは、当該応援金を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第６条　応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（いわき市父子、母子等奨学資金支給条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　いわき市父子、母子等奨学資金支給条例（昭和44年いわき市条例第61号）

⑵　いわき市父子、母子福祉手当支給条例（昭和45年いわき市条例第16号）

⑶　いわき市父子、母子家庭等入学児童祝金条例（昭和48年いわき市条例第16号）

（いわき市父子、母子等奨学資金支給条例の廃止に伴う経過措置）

３　附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日前に前項（第１号に係る部分に限る。）の規定による廃止前のいわき市父子、母子等奨学資金支給条例第６条の規定により支給の認定を受けている者に係る資金の支給に関する事項については、令和10年３月31日までの間に限り、なお従前の例による。

議案第２号

いわき市医学生応援修学資金貸与条例の制定について

いわき市医学生応援修学資金貸与条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市医学生応援修学資金貸与条例

（目的）

第１条　この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者であって、将来市内の病院に医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸与することにより、当該病院の医師の確保を図ることを目的とする。

（修学資金の貸与契約）

第２条　市長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院（第６条において「大学院」という。）を除く。以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者であって、将来市内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。第６条及び第９条第１項第４号において同じ。）に医師として勤務しようとするものの申請により、その者に医学生応援修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

（修学資金の額及び貸与の方法）

第３条　修学資金の額は、月額235,000円とする。

２　修学資金は、前条の規定により締結した契約（以下「契約」という。）に定められた月から当該契約の相手方が大学を卒業する日の属する月までの間（正規の修業期間に限る。）、毎月１月分ずつ貸与するものとする。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

（保証人）

第４条　修学資金の貸与を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

２　前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担しなければならない。

（契約の解除並びに貸与の休止及び保留）

第５条　市長は、契約の相手方が大学に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

⑴　退学したとき。

⑵　心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

⑶　学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

⑷　修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

⑸　死亡したとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　市長は、契約の相手方が大学に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

３　市長は、契約の相手方が正当の理由がなくて第12条の規定による学業成績表の提出を行わないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（返還債務の当然免除）

第６条　市長は、被貸与者が、大学を卒業した後２年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに、臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項に規定する臨床研修をいう。以下この条において同じ。）、専門研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下この条において同じ。）、医学に係る研究（大学、大学院又はこれらに類するものとして市長が認める施設における研究に限る。）又は病院若しくは医療法第１条の５第２項に規定する診療所の医師としての勤務（以下「臨床研修等」という。）に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

⑴　市内の病院の医師（非常勤の者を除く。以下この号において同じ。）として通算して在職した期間（臨床研修又は専門研修を受けている期間において市内の病院の医師として在職した期間を含む。）のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（次条第１号におい

て「在職期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（前条第２項の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が１年に満たない場合には、１年とする。次条第１号及び第９条第１項第４号において同じ。）に達したとき。

⑵　業務上死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還債務の裁量免除）

第７条　市長は、前条の規定により返還債務を免除する場合のほか、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）について当該各号に定める額を免除することができる。

⑴　大学を卒業した後２年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに臨床研修等に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、在職期間が１年以上で、かつ、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき。　返還債務の額に当該在職期間を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額

⑵　死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により、貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。　返還債務の全部又は一部に相当する額

（併給時の免除）

第８条　前２条の規定にかかわらず、被貸与者がいわき市市立病院医師修学資金貸与条例（平成19年いわき市条例第６号）の規定に基づく市立病院医師修学資金その他これに類するものとして市長が別に定める資金の貸与又は給付を受けた場合における返還債務の免除については、市長が別に定める。

（返還）

第９条　被貸与者は、前３条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

⑴　第５条第１項の規定により契約が解除されたとき。

⑵　医師となった後直ちに臨床研修等に従事しなかったとき。

⑶　医師となった後直ちに臨床研修等に従事した場合において、その後継続して臨床研修等のいずれにも従事しなかったとき。

⑷　医師となった後直ちに臨床研修等に従事し、その後継続して臨床研修等のいずれかに従事している場合において、最初に臨床研修等に従事した日から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に２年を加えた期間を経過し、かつ、当該最初に臨床研修等に従事した日から起算して20年（育児休業をした期間その他市長が別に定める期間がある場合にあってはその期間を、市内の病院に医師として勤務する見込みがあると市長が認める場合にあっては市長が認める期間を20年に加えた期間）を経過する日までの期間を限度として市長が認める期間を経過したとき。

⑸　大学を卒業した後死亡したとき。

⑹　大学を卒業した後２年以内に医師とならなかったとき。

２　前項の利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。

３　前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

４　前２項の規定により計算した利息の額が100円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（返還債務の履行猶予）

第10条　市長は、被貸与者に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、当該事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。

（延滞利息）

第11条　被貸与者が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を

徴収するものとする。

２　第９条第３項及び第４項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

（学業成績表の提出）

第12条　契約の相手方は、市長が規則で定めるところにより、毎年学業成績表を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　当分の間、第11条第１項に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

（いわき市市立病院医師修学資金貸与条例の一部改正）

３　いわき市市立病院医師修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第７条中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（併給時の免除）

第７条の２　前２条の規定にかかわらず、被貸与者がいわき市医学生応援修学資金貸与条例（令和７年いわき市条例第　　号）の規定に基づく医学生応援修学資金その他これに類するものとして管理者が別に定める資金の貸与又は給付を受けた場合における返還債務の免除については、管理者が別に定める。

第８条第１項中「前２条」を「前３条」に改める。

議案第３号

いわき市土木審議会条例の制定について

いわき市土木審議会条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市土木審議会条例

（設置）

第１条　土木行政の効果的かつ効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、いわき市土木審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

⑴　土木政策の方針、基準等に関する事項

⑵　前号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４号

いわき市出産支援金支給条例の廃止について

いわき市出産支援金支給条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市出産支援金支給条例を廃止する条例

いわき市出産支援金支給条例（平成26年いわき市条例第19号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に出生した出生児に係る支援金については、なお従前の例による。

議案第５号

いわき市部設置条例の改正について

いわき市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市部設置条例の一部を改正する条例

いわき市部設置条例（平成18年いわき市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第２条総合政策部の項に次の１号を加える。

⑺　東京事務所に関すること。

第２条産業振興部の項第７号を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第６号

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年いわき市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号及び第３号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第４号中「第２条第12項」を「第２条第13項」に改め、同条第５号中「第２条第14項」を「第２条第15項」に改める。

別表第１　１　法による事務の表18の項中「、国民健康保険法」を「又は医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）」に改め、同表21の項中「による」の次に「妊婦のための支援給付、」を加える。

別表第１　２　法によらない事務の表21の項中「若しくは特例給付（同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。）」を「及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）附則第13条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第２条第１項の給付」に改める。

別表第２の３の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び別表第１１　法による事務の表21の項の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

議案第７号

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年いわき市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第２項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第４項中「第２項中「３歳に満たない子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第２項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第８号

いわき市職員の育児休業等に関する条例の改正について

いわき市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の育児休業等に関する条例（平成７年いわき市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の２第20項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第９号

いわき市職員の給与に関する条例等の改正について

いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（いわき市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「給料の特別調整額」を「管理職手当」に改める。

第５条第４項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「同項」を「前項」に、「行政職給料表」を「医療職給料表⑵」に、「同表以外の各給料表」を「医療職給料表⑶」に、「これに相当するものとして市長が規則で定める職員」を「６級であるもの」に改め、同条第５項を次のように改める。

５　次の各号に掲げる職員の第３項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当する場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

⑴　55歳（市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）　特に良好である場合

⑵　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員　特に良好である場合

第５条第９項中「前条第３項」を「前条第４項」に改める。

第９条を次のように改める。

（管理職手当）

第９条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち市長が規則で指定するものについて、その特殊性に基づき支給する。

２　管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第１項ただし書中「次項第１号及び第３号から第６号まで」を「次項第２号から第５号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第３項において「扶養親族たる父母等」に、「８級以上で」を「９級で」に改め、「（以下「行８級以上職員等」という。）」を削り、同条第２項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「みちがなく、」を「途がなく」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に、「７級で」を「８級で」に改め、「（以下「行７級職員等」という。）」及び「、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円」を削り、同条第４項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条　削除

第11条の２第２項及び第11条の３中「給料の特別調整額」を「管理職手当」に改める。

第11条の４第１項第２号中「配偶者」の次に「（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第12条第１項第１号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を、「運賃」の次に「又は料金（以下この項から第３項までにおいて「運賃等」という。）」を加え、「（交通機関」を「（交通機関等」に、「であつて交通機関」を「であつて交通機関等」に改め、同項第２号中「、自動車等」を「自動車等」に改め、同項第３号中「通勤のため交通機関」を「通勤のため交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に、「（交通機関」を「（交通機関等」に、「であつて交通機関」を「で

あつて、交通機関等」に改め、同条第２項第１号中「要する運賃」を「要する運賃等」に、「以下この号において「運賃相当額」という。）。」を「次項及び第５項において「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第３号中「交通機関」を「交通機関等」に、「又は自動車等」を「、自動車等」に改め、「（１箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第６項を同条第９項とし、同条第３項から同条第５項までを３項ずつ繰り下げ、同条第２項の次に次の３項を加える。

３　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市長が規則で定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号、次項及び第５項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。）

⑵　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他

前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の２第３項中「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者から引き続いて新たに職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条の２第１項中「災害への対処により、」を「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により」に、「若しくは祝日法」を「又は祝日法」に、「以下この条」を「次項」に、「又は週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「各号に定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「週休日等に勤務した場合　前項の規定による」を「第１項に規定する場合　同項の」に改め、同項第２号中「週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合　前項の規定による」を「前項に規定する場合　同項の」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、

当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条の３第１項第１号中「第３項」を「第５項」に改める。

第24条中「から第11条まで及び第11条の３」を「及び第10条」に改める。

第26条の見出し中「給料の特別調整額」を「管理職手当」に改め、同条中「第９条、第10条から第11条の３まで、第14条から第16条まで、第19条及び第20条から第22条までに定めるものを除くほか、給料の特別調整額、扶養手当」を「管理職手当」に改める。

附則第11項及び第14項中「第４条第３項」を「第４条第４項」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

（いわき市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第２条　いわき市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年いわき市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（通勤手当）

第５条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

⑴　通勤のため交通機関又は有料の道路（第３号において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（同号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

⑵　通勤のため自動車その他の交通の用具（次号において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

⑶　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

第14条の２第１項中「、第５条の２及び第12条」を「及び第５条の２」に改め、同条第２項中「、第12条」を削り、同条第３項中「第11条」の次に「及び第12条」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

（いわき市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第３条　いわき市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年いわき市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第５条第２項中「、他に生計のみち」を「他に生計の途」に改め、第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

第５条の２第２号中「配偶者」の次に「（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第17条第３項第４号において同じ。）」を加える。

第６条を次のように改める。

（通勤手当）

第６条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

⑴　通勤のため交通機関又は有料の道路（第３号において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（同号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

⑵　通勤のため自動車その他の交通の用具（次号において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

⑶　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

第11条の２中「災害への対処により、」を「臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により」に、「若しくは祝日法」を「又は祝日法」に、「以下この条」を「次項」に、「又は週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。

第14条を次のように改める。

第14条　削除

第15条の３第１項中「、第８条」を「及び第８条」に改め、「及び第13条」を削り、「特定任期付職員」を「いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年いわき市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（次項において「特定任期付職員」という。）」に改め、同条第２項中「同条」を「同条第１項」に改める。

第15条の４第１項中「、第11条の２及び第13条」を「及び第11条の２」に改め、同条第２項中「、第13条」を削り、同条第３項中「第12条」の次に「及び第13条」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

（いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第４条　いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年いわき市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項を削り、同条第５項中「、第３項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第４項とする。

第７条第１項中「第11条まで、」を「第10条まで及び」に改め、「及び第21条」を削り、同条第２項中「及び第20条第２項」を「、第20条第２項及び第21条第２項第１号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の95」に、「「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「給与条例第21条第２項第１号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

（いわき市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第５条　いわき市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年いわき市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第６条第２項中「、他に生計のみち」を「他に生計の途」に改め、第１号を

削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

第７条第２号中「配偶者」の次に「（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第22条第３項第４号において同じ。）」を加える。

第８条第１号中「交通機関」の次に「又は有料の道路（第３号において「交通機関等」という。）」を、「運賃」の次に「又は料金（同号において「運賃等」という。）」を加え、同条第３号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改める。

第14条の２中「災害への対処により、」を「臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により」に、「若しくは祝日法」を「又は祝日法」に、「以下この条」を「次項」に、「又は週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。

第17条を次のように改める。

第17条　削除

第20条第１項中「、第11条」を「及び第11条」に改め、「及び第16条」を削り、「特定任期付職員」を「いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年いわき市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（次項において「特定任期付職員」という。）」に改め、同条第２項中「同条」を「同条第１項」に改める。

第20条の２第１項中「、第14条の２及び第16条」を「及び第14条の２」に改め、同条第２項中「、第16条」を削り、同条第３項中「第15条」の次に「及び第16条」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

（いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第６条　いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年い

わき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「、第10条及び第11条」を「及び第10条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３条中いわき市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第５条第２項の改正規定及び同条例第５条の２第２号の改正規定並びに第５条中いわき市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第６条第２項の改正規定及び同条例第７条第２号の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においていわき市職員の給与に関する条例別表第１及び別表第２の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4　切替日から令和８年３月31日までの間における第１条の規定による改正後のいわき市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの

及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第２項中「⑸　重度心身障害者」とあるのは「⑸　重度心身障害者
⑹　配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

5　改正後の給与条例第12条第４項及び第12条の２第３項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（市長への委任）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

7　いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年いわき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「給料の特別調整額」を「管理職手当」に改め、同条中「に基づく給料の特別調整額」を「により管理職手当」に改める。

附則第６項中「に基づく給料の特別調整額」を「により管理職手当」に改める。

（いわき市職員の修学部分休業に関する条例及びいわき市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

8　次に掲げる条例の規定中「給料の特別調整額」を「管理職手当」に改める。

⑴　いわき市職員の修学部分休業に関する条例（令和４年いわき市条例第33号）第５条

⑵　いわき市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和４年いわき市条例第34号）第４条

附則別表（附則第２項関係）

号給の切替表

ア　行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3

26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		

56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			

86	82	78	78	74			
87	83	79	79	75			
88	84	80	80	76			
89	85	81	81	77			
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86	86				
95	91	87	87				
96	92	88	88				
97	93	89	89				
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98	94					
103	99	95					
104	100	96					
105	101	97					
106	102	98					
107	103	99					
108	104	100					
109	105	101					
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ　医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職　務　の　級		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1

28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6

58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	8
67	55	51	8
68	56	52	9
69	57	53	9
70	58	54	9
71	59	55	10
72	60	56	10
73	61	57	11
74	62	58	11
75	63	59	11
76	64	60	12
77	65	61	12
78	66	62	13
79	67	63	13
80	68	64	13
81	69	65	14
82	70	66	14
83	71	67	15
84	72	68	15
85	73	69	15
86	74	70	16
87	75	71	16

88	76	72	16
89	77	73	17
90	78		17
91	79		18
92	80		18
93	81		18
94	82		19
95	83		19
96	84		20
97	85		20
98			20
99			21
100			21
101			22

ウ　医療職給料表⑵の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職　務　の　級					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11

28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		

58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58	54		
67	63	63	59	55		
68	64	64	60	56		
69	65	65	61	57		
70	66	66	62	58		
71	67	67	63	59		
72	68	68	64	60		
73	69	69	65	61		
74	70	70	66	62		
75	71	71	67	63		
76	72	72	68	64		
77	73	73	69	65		
78	74	74	70	66		
79	75	75	71	67		
80	76	76	72	68		
81	77	77	73	69		
82	78	78	74	70		
83	79	79	75	71		
84	80	80	76	72		
85	81	81	77	73		
86	82	82	78			
87	83	83	79			

88	84	84	80			
89	85	85	81			
90	86	86	82			
91	87	87	83			
92	88	88	84			
93	89	89	85			
94	90	90	86			
95	91	91	87			
96	92	92	88			
97	93	93	89			
98	94	94	90			
99	95	95	91			
100	96	96	92			
101	97	97	93			
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

エ　医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職　務　の　級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15

28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45

58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	62
75	71	71	67	63
76	72	72	68	64
77	73	73	69	65
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	

88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			

118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	186,700	234,000	269,700	304,300	328,200	363,300	418,100	469,400	522,700
	2	187,800	235,500	270,700	305,800	330,000	365,000	420,100	474,900	529,900
	3	189,000	237,000	271,700	307,500	331,900	366,700	422,000	480,000	535,200
	4	190,100	238,400	272,800	309,000	333,600	368,500	423,900	485,000	539,500
	5	191,300	239,900	273,900	310,400	335,300	370,300	425,700	489,000	543,000
	6	193,100	241,400	274,900	311,700	337,000	372,100	427,500	492,500	546,200
	7	194,700	242,900	275,900	313,000	338,700	373,800	429,400	495,500	549,200
	8	196,300	244,400	276,900	314,200	340,500	375,500	431,200	498,000	551,700
	9	198,000	245,800	277,900	315,500	342,300	376,800	433,100	500,000	553,700
	10	200,100	247,200	279,100	317,200	344,100	378,500	434,600		
	11	201,700	248,600	280,100	318,900	345,900	380,000	436,000		
	12	203,300	250,000	281,400	320,600	347,600	381,600	437,500		
	13	204,800	251,200	282,400	322,100	349,300	383,500	439,100		
	14	206,400	252,400	283,800	323,700	350,900	385,500	440,400		
	15	207,900	253,600	285,000	325,400	352,600	387,400	441,700		
	16	209,500	254,800	286,200	327,000	354,100	389,300	442,900		
	17	210,900	255,800	287,400	328,600	355,700	391,000	444,000		
	18	212,600	256,900	288,800	330,300	357,500	392,800	445,300		
	19	214,000	258,000	290,200	332,000	359,200	394,500	446,700		
	20	215,800	259,100	291,500	333,800	360,900	396,300	448,000		
	21	217,500	260,200	292,500	335,400	362,100	397,800	449,200		
	22	219,100	261,200	293,600	337,200	363,600	399,200	450,000		
	23	220,900	262,300	295,100	338,900	365,100	400,600	450,800		
	24	222,800	263,200	296,500	340,500	366,600	402,000	451,600		
	25	224,600	264,400	298,000	342,100	368,400	403,600	452,200		
	26	226,200	265,600	299,000	344,000	370,200	404,800	452,800		
	27	227,800	266,700	300,100	345,900	371,900	406,100	453,400		
	28	229,100	267,700	301,400	347,500	373,800	407,200	454,100		
	29	230,300	268,500	302,900	348,700	375,300	408,100	454,800		
	30	230,800	269,400	304,200	350,400	376,600	409,300	455,600		
	31	232,000	270,400	305,300	352,100	377,800	410,400	456,100		
	32	233,200	271,300	306,400	353,800	379,200	411,500	456,800		
	33	234,400	272,200	307,700	355,700	380,300	412,300	457,300		
	34	235,600	273,200	309,100	357,500	381,300	413,000	457,700		
	35	236,800	274,100	310,400	359,400	382,300	413,700	458,100		
	36	237,600	274,900	311,700	361,100	383,400	414,300	458,500		
	37	238,500	275,500	313,200	362,700	384,400	414,900	459,000		
	38	239,500	276,100	314,600	364,200	385,200	415,500	459,400		
	39	240,500	276,800	316,100	365,600	386,100	416,100	459,700		
	40	241,400	277,500	317,500	367,000	386,900	416,700	460,000		

	41	242,600	278,300	318,800	368,400	387,800	417,100	460,300		
	42	243,700	279,200	320,300	369,300	388,600	417,300	460,700		
	43	244,600	280,100	321,700	370,200	389,300	417,600	461,000		
	44	245,400	280,800	322,800	371,200	390,100	417,900	461,200		
	45	246,100	281,400	324,000	372,200	390,800	418,100	461,500		
	46	246,700	282,200	325,300	373,300	391,500	418,500			
	47	247,300	283,100	326,700	374,400	392,200	418,800			
	48	248,100	283,800	328,100	375,300	392,900	419,000			
	49	249,000	284,500	329,100	376,200	393,500	419,200			
	50	249,500	285,400	330,300	376,900	394,000	419,400			
	51	250,000	286,100	331,500	377,600	394,600	419,700			
	52	250,500	286,900	332,800	378,200	395,300	420,000			
	53	251,000	287,700	334,200	378,500	395,800	420,200			
	54	251,500	288,400	335,300	379,100	396,300	420,500			
	55	252,000	289,200	336,400	379,800	396,900	420,700			
	56	252,400	289,800	337,600	380,500	397,400	421,000			
	57	252,900	290,700	338,500	381,000	397,800	421,300			
	58	253,400	291,400	339,300	381,700	398,500	421,600			
	59	253,700	292,300	340,000	382,400	399,100	421,900			
	60	254,000	292,700	340,800	382,900	399,600	422,100			
	61	254,300	293,300	341,500	383,400	399,900	422,300			
	62	254,600	294,000	341,900	383,900	400,400	422,500			
	63	254,900	294,600	342,700	384,400	401,100	422,800			
	64	255,200	295,500	343,400	385,000	401,600	423,000			
	65	255,500	296,200	344,000	385,500	401,900	423,200			
	66	255,800	296,700	344,700	386,100	402,400	423,700			
	67	256,100	297,300	345,400	386,800	402,700	424,200			
	68	256,400	297,700	346,000	387,400	403,100	424,700			
	69	256,700	298,100	346,600	387,900	403,400	425,100			
	70	257,000	298,600	347,200	388,400	403,700	425,400			
	71	257,300	299,200	347,800	389,000	404,000	426,000			
	72	257,600	299,900	348,300	389,500	404,200	426,700			
	73	257,900	300,500	348,600	390,000	404,400	427,200			
	74	258,200	301,000	349,100	390,600	404,800	427,500			
	75	258,500	301,400	349,600	391,000	405,100	428,100			
	76	258,800	301,700	350,000	391,400	405,300	428,800			
	77	259,100	301,900	350,400	391,800	405,500	429,200			
	78	259,400	302,300	350,900	392,300	406,100				
	79	259,700	302,700	351,400	392,700	406,800				
	80	260,000	302,900	351,900	393,000	407,500				
	81	260,300	303,100	352,300	393,500	407,900				
	82	260,600	303,400	352,700	394,100	408,400				
	83	260,900	303,600	353,100	394,600	408,800				
	84	261,200	303,800	353,500	395,000	409,400				
	85	261,500	304,100	353,800	395,200	409,900				
	86	261,800	304,400	354,300	395,500	410,400				

	87	262,100	304,700	354,700	395,900	410,800				
	88	262,400	305,000	355,100	396,300	411,400				
	89	262,700	305,200	355,300	396,600	411,900				
	90	263,000	305,500	355,700	397,100					
	91	263,300	305,800	356,000	397,500					
	92	263,600	306,100	356,400	397,900					
	93	263,900	306,300	356,700	398,200					
	94		306,600	357,000	398,700					
	95		307,000	357,300	399,100					
	96		307,400	357,700	399,500					
	97		307,600	358,100	399,800					
	98		307,900	358,500	400,300					
	99		308,200	358,900	400,700					
	100		308,600	359,200	401,100					
	101		308,800	359,700	401,400					
	102		309,100	360,100						
	103		309,500	360,500						
	104		309,800	360,900						
	105		310,000	361,300						
	106		310,300	361,600						
	107		310,700	362,000						
	108		311,000	362,300						
	109		311,200	362,800						
	110		311,600							
	111		312,000							
	112		312,300							
	113		312,500							
	114		312,900							
	115		313,100							
	116		313,500							
	117		313,700							
	118		313,900							
	119		314,200							
	120		314,400							
	121		314,700							
	122		315,000							
	123		315,300							
	124		315,600							
	125		315,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 196,100	基準給料月額 円 224,400	基準給料月額 円 265,900	基準給料月額 円 286,100	基準給料月額 円 301,700	基準給料月額 円 327,800	基準給料月額 円 371,100	基準給料月額 円 405,600	基準給料月額 円 458,800

別表第２（第３条関係）

ア　医　療　職　給　料　表　(1)

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	294,100	405,100	460,800	556,700
	2	296,400	407,800	462,800	563,100
	3	298,700	410,700	464,800	568,400
	4	300,900	413,100	466,700	573,300
	5	303,300	415,600	468,600	577,800
	6	306,800	417,900	470,400	582,300
	7	310,400	420,000	472,300	585,900
	8	313,700	422,200	474,200	588,900
	9	316,900	424,500	476,300	591,400
	10	320,900	425,900	478,100	593,700
	11	324,500	427,500	479,900	596,000
	12	328,000	429,200	481,700	598,300
	13	331,600	430,800	483,500	600,600
	14	335,100	432,200	485,300	602,900
	15	338,600	433,700	487,100	605,200
	16	342,000	435,100	489,000	607,500
	17	345,500	436,500	490,700	609,800
	18	348,700	438,000	492,600	612,100
	19	351,900	439,600	494,500	614,400
	20	355,000	441,000	496,400	616,700
	21	358,200	442,500	498,100	619,000
	22	361,400	444,100	499,800	621,300
	23	364,600	445,800	501,600	623,600
	24	367,700	447,200	503,400	625,900
	25	370,700	448,700	504,900	
	26	373,100	450,100	506,700	
	27	375,500	451,500	508,500	
	28	377,600	452,900	510,100	
	29	379,600	454,300	511,500	
	30	381,500	455,700	513,200	
	31	383,300	457,100	515,000	
	32	384,900	458,500	516,800	
	33	386,400	460,000	518,300	
	34	388,500	461,400	519,600	
	35	390,300	462,800	520,900	
	36	391,700	464,300	522,200	
	37	393,400	465,500	523,300	
	38	394,900	467,300	524,600	
	39	396,500	468,900	525,900	
	40	398,200	470,500	527,200	

	41	399,700	471,900	528,200	
	42	400,400	473,100	529,100	
	43	401,000	474,300	530,000	
	44	401,800	475,400	530,900	
	45	402,700	476,100	531,400	
	46	403,300	477,100	532,300	
	47	403,900	478,100	533,100	
	48	404,500	478,900	533,900	
	49	405,100	479,600	534,700	
	50	405,600	480,300	535,500	
	51	406,100	481,000	536,400	
	52	406,700	481,600	537,300	
	53	407,200	482,200	538,100	
	54	407,600	482,900	539,000	
	55	408,200	483,500	539,900	
	56	408,600	484,200	540,700	
	57	409,100	484,500	541,400	
	58	409,500	485,000	542,300	
	59	410,000	485,700	543,200	
	60	410,500	486,400	544,000	
	61	410,800	486,800	544,900	
	62	411,200	487,300	545,800	
	63	411,600	488,000	546,700	
	64	412,000	488,700	547,600	
	65	412,300	489,000	548,400	
	66		489,600	549,300	
	67		490,200	550,200	
	68		490,800	551,100	
	69		491,300	552,000	
	70		491,900	552,900	
	71		492,500	553,800	
	72		493,100	554,700	
	73		493,400	555,500	
	74		493,900		
	75		494,400		
	76		495,000		
	77		495,400		
	78		496,000		
	79		496,600		
	80		497,100		
	81		497,600		
	82		498,200		
	83		498,800		
	84		499,300		
	85		499,800		
定年前		基　　準	基　　準	基　　準	基　　準

再任用短時間勤務職員		給料月額 円 305,500	給料月額 円 348,900	給料月額 円 404,900	給料月額 円 479,800

イ　医　療　職　給　料　表　(2)

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	193,900	233,500	268,800	288,100	320,400	368,400	424,300	490,600
	2	196,000	234,800	269,600	289,000	321,900	370,200	426,200	492,200
	3	198,100	236,200	270,300	290,000	323,600	371,800	428,200	493,600
	4	200,200	237,600	271,000	290,900	325,200	373,500	429,900	495,000
	5	202,300	238,600	272,300	291,400	326,600	375,100	431,700	496,400
	6	204,300	239,700	273,300	292,600	328,400	376,800	433,300	497,800
	7	206,500	240,900	274,000	293,500	330,000	378,300	434,900	499,200
	8	208,300	241,900	275,000	294,500	331,700	380,000	436,500	500,500
	9	210,100	243,000	275,600	295,300	333,000	381,600	438,000	502,000
	10	212,000	244,200	276,400	296,300	334,700	383,700	439,300	503,400
	11	213,900	245,500	277,400	297,000	336,200	385,800	440,600	504,800
	12	216,000	246,800	278,100	297,900	337,800	387,800	442,000	506,300
	13	217,700	248,200	279,300	298,500	339,400	389,400	443,300	507,700
	14	219,700	249,500	280,200	299,700	340,900	391,100	444,600	508,800
	15	221,900	250,700	281,100	300,700	342,600	392,800	445,900	510,000
	16	224,000	251,700	281,800	302,000	344,100	394,500	447,000	511,200
	17	226,200	252,900	282,100	303,000	345,700	396,300	448,200	512,300
	18	227,300	254,000	283,300	304,400	347,400	397,800	449,400	513,400
	19	228,500	255,100	284,200	305,700	349,000	399,400	450,600	514,300
	20	229,500	256,200	285,100	307,100	350,600	400,800	451,900	515,300
	21	230,800	257,200	285,800	308,300	352,500	402,200	452,900	516,300
	22	231,700	258,200	287,000	309,600	354,000	403,400	453,600	
	23	232,600	259,200	287,900	310,800	355,600	404,700	454,200	
	24	233,500	260,100	288,700	312,200	357,000	405,900	454,900	
	25	234,500	260,900	289,600	313,600	358,400	407,000	455,400	
	26	235,400	261,800	290,500	314,900	360,000	408,100	455,800	
	27	236,300	262,700	291,300	316,100	361,500	409,300	456,200	
	28	237,300	263,600	292,200	317,200	363,000	410,500	456,600	
	29	238,400	264,400	293,200	318,400	364,600	411,300	457,000	
	30	239,200	265,200	294,400	319,700	366,100	412,100	457,400	
	31	240,200	266,000	295,500	320,900	367,700	412,900	457,800	
	32	241,100	267,000	296,500	322,000	369,200	413,600	458,100	
	33	241,900	268,000	297,600	323,300	370,500	414,100	458,400	
	34	242,700	268,900	298,800	324,400	371,700	414,800	458,900	
	35	243,400	269,700	299,900	325,900	372,900	415,200	459,200	
	36	244,100	270,600	301,100	327,300	373,900	415,700	459,500	
	37	245,000	271,400	302,100	328,100	374,900	416,100	459,800	
	38	245,800	272,200	303,200	329,400	375,800	416,300		
	39	246,700	273,100	304,200	330,700	376,800	416,600		
	40	247,400	273,900	305,200	331,800	377,900	417,000		
	41	248,100	274,700	306,200	333,100	378,900	417,300		

	42	248,700	275,700	307,400	334,500	379,900	417,600		
	43	249,300	276,500	308,500	335,800	380,800	417,900		
	44	249,800	277,300	309,700	336,900	381,700	418,200		
	45	250,300	278,100	310,900	338,000	382,500	418,400		
	46	250,900	278,900	311,900	339,000	383,400	418,700		
	47	251,400	279,700	313,300	340,000	384,300	419,000		
	48	251,900	280,800	314,300	340,800	385,100	419,300		
	49	252,300	281,500	315,300	341,700	385,700	419,500		
	50	252,700	282,300	316,400	342,700	386,500	419,800		
	51	253,200	283,100	317,600	343,600	387,300	420,100		
	52	253,700	283,800	318,800	344,400	388,100	420,400		
	53	254,300	284,500	320,100	345,200	388,500	420,500		
	54	254,800	285,200	321,300	346,000	389,200	421,000		
	55	255,300	286,000	322,300	346,700	389,900	421,300		
	56	255,600	286,800	323,200	347,600	390,500	421,600		
	57	255,900	287,800	324,000	348,200	391,000	421,800		
	58	256,100	288,500	325,100	348,600	391,600	422,100		
	59	256,400	289,200	326,100	349,200	392,200	422,400		
	60	256,800	289,700	327,200	349,800	392,900	422,700		
	61	257,200	290,300	328,000	350,400	393,300	423,000		
	62	257,700	291,100	328,800	351,100	393,800	423,300		
	63	258,100	291,800	329,500	351,800	394,300	423,800		
	64	258,500	292,300	330,200	352,400	394,800	424,500		
	65	259,000	293,100	330,900	353,100	395,300	424,900		
	66	259,300	293,900	331,600	353,700	395,900	425,400		
	67	259,700	294,800	332,200	354,300	396,400	426,100		
	68	260,000	295,400	332,800	354,900	397,100	426,800		
	69	260,200	296,100	333,400	355,200	397,600	427,300		
	70	260,600	296,900	333,800	355,800	398,100	428,000		
	71	260,900	297,600	334,200	356,400	398,600	428,600		
	72	261,300	298,200	334,800	356,900	399,100	429,300		
	73	261,700	299,000	335,400	357,300	399,400	429,800		
	74	262,000	299,500	335,900	357,800	399,900			
	75	262,400	300,000	336,400	358,300	400,300			
	76	262,800	300,500	336,800	358,700	400,700			
	77	263,000	300,800	337,400	359,100	401,200			
	78	263,300	301,100	337,900	359,500	401,700			
	79	263,600	301,400	338,400	359,700	402,100			
	80	263,800	301,600	338,900	360,000	402,500			
	81	264,000	301,900	339,300	360,500	402,800			
	82	264,300	302,200	339,700	360,900	403,300			
	83	264,600	302,600	340,000	361,300	403,700			
	84	264,900	303,000	340,300	361,700	404,100			
	85	265,100	303,200	340,600	362,100	404,600			
	86		303,500	341,000	362,400	405,100			
	87		303,700	341,300	362,500	405,500			
	88		304,000	341,700	362,800	405,900			

	89		304,200	342,200	363,200	406,300			
	90		304,400	342,400	363,500	406,800			
	91		304,600	342,700	363,800	407,200			
	92		304,800	343,000	364,100	407,600			
	93		305,200	343,200	364,500	408,000			
	94		305,400	343,500	364,900				
	95		305,600	343,800	365,300				
	96		305,900	344,100	365,700				
	97		306,100	344,300	366,200				
	98		306,300	344,700	366,600				
	99		306,600	345,000	367,000				
	100		306,900	345,200	367,400				
	101		307,200	345,400	367,900				
	102		307,500	345,800					
	103		307,800	346,200					
	104		308,100	346,500					
	105		308,300	346,700					
	106			347,100					
	107			347,500					
	108			347,900					
	109			348,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 196,400	基準給料月額 円 223,800	基準給料月額 円 253,000	基準給料月額 円 268,900	基準給料月額 円 293,400	基準給料月額 円 335,600	基準給料月額 円 379,700	基準給料月額 円 443,400

ウ　医　療　職　給　料　表　(3)

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	211,300	244,500	286,600	300,400	326,000	370,400
	2	213,200	246,700	287,200	301,100	327,100	372,100
	3	215,000	249,000	288,100	301,700	328,000	373,800
	4	216,700	251,200	288,400	302,300	329,100	375,600
	5	218,400	253,300	289,100	302,900	330,100	377,500
	6	220,400	254,500	289,500	303,500	331,500	379,600
	7	222,200	255,400	290,000	304,200	332,700	381,500
	8	223,900	256,300	290,800	304,900	334,000	383,600
	9	225,700	257,300	291,200	305,400	335,000	385,300
	10	227,700	258,600	291,700	306,300	336,300	387,400
	11	229,600	259,800	292,400	307,100	337,400	389,500
	12	231,600	260,900	292,700	307,600	338,500	391,600
	13	233,600	261,700	293,500	308,000	339,700	393,800
	14	235,700	262,400	294,100	308,800	341,000	395,500
	15	237,700	262,900	294,600	309,700	342,000	397,200
	16	239,800	264,100	295,200	310,700	343,200	399,000
	17	241,800	265,200	295,600	311,200	344,300	400,800
	18	243,900	266,200	296,000	312,100	345,600	402,600
	19	246,000	267,300	296,500	313,000	346,800	404,500
	20	248,100	268,400	297,100	314,100	347,900	406,300
	21	250,100	269,700	297,700	314,800	349,100	407,900
	22	251,300	270,800	298,500	315,800	350,300	409,700
	23	252,500	271,900	299,200	316,500	351,500	411,500
	24	253,600	273,100	299,800	317,600	352,800	413,400
	25	254,900	274,100	300,400	318,400	353,800	414,900
	26	255,800	275,200	301,100	319,400	355,200	416,600
	27	256,800	276,200	301,800	320,400	356,500	418,400
	28	257,700	277,200	302,800	321,200	357,900	420,200
	29	258,300	278,400	303,400	321,900	359,100	421,800
	30	259,300	279,400	304,200	323,100	360,600	423,400
	31	259,900	280,200	305,200	324,200	362,200	425,000
	32	260,700	281,200	306,100	325,400	363,700	426,300
	33	261,300	281,800	306,500	326,600	365,000	427,500
	34	262,100	282,300	307,400	327,900	366,500	428,600
	35	263,000	282,800	308,000	329,000	367,900	429,600
	36	263,700	283,500	308,900	330,100	369,400	430,900
	37	264,700	284,000	309,700	331,100	370,700	432,200
	38	265,600	284,600	310,600	332,400	371,900	433,300
	39	266,600	285,200	311,500	333,600	373,300	434,600
	40	267,500	285,600	312,300	334,800	374,700	435,700
	41	268,500	286,100	312,900	335,600	376,100	436,900

	42	269,400	286,700	314,000	336,700	377,400	438,000
	43	270,100	287,200	315,000	337,900	378,800	439,100
	44	270,800	287,900	315,900	338,800	380,200	440,200
	45	271,700	288,400	316,900	340,000	381,600	441,200
	46	272,500	288,900	317,900	341,000	382,800	441,800
	47	273,200	289,400	318,800	342,000	384,000	442,400
	48	273,900	290,000	319,700	343,100	385,200	442,800
	49	274,500	290,500	320,500	344,400	386,300	443,400
	50	275,000	291,100	321,500	345,700	387,300	443,900
	51	275,500	291,600	322,400	346,900	388,300	444,300
	52	275,900	292,100	323,400	348,100	389,300	444,800
	53	276,300	292,600	324,400	349,000	390,000	445,500
	54	276,900	293,200	325,600	350,200	390,800	445,900
	55	277,500	293,900	326,800	351,300	391,500	446,200
	56	277,900	294,600	327,700	352,600	392,300	446,500
	57	278,400	294,900	328,600	353,700	393,000	446,900
	58	278,800	295,700	329,600	354,700	393,700	447,300
	59	279,300	296,500	330,600	355,900	394,200	447,800
	60	279,700	297,300	331,600	357,000	394,900	448,500
	61	280,100	298,100	332,600	358,200	395,800	449,100
	62	280,500	299,100	333,800	359,400	396,400	449,800
	63	280,900	299,800	335,000	360,600	397,100	450,400
	64	281,400	300,900	336,200	361,700	397,800	451,000
	65	281,800	301,600	337,000	362,700	398,500	451,600
	66	282,400	302,500	338,100	363,700	398,900	
	67	282,900	303,300	339,200	364,800	399,500	
	68	283,300	304,100	340,200	365,900	400,000	
	69	283,700	304,900	341,200	366,900	400,400	
	70	284,400	305,800	342,000	368,000	401,000	
	71	285,100	306,700	343,100	369,100	401,600	
	72	285,700	307,700	344,200	370,100	401,900	
	73	285,800	308,600	345,300	370,800	402,200	
	74	286,300	309,500	346,500	371,600	402,700	
	75	287,000	310,300	347,700	372,400	403,100	
	76	287,600	311,300	348,900	373,200	403,400	
	77	288,000	312,000	350,100	373,800	403,700	
	78	288,700	313,000	351,200	374,300	404,200	
	79	289,100	314,100	352,300	374,600	404,700	
	80	289,800	314,900	353,400	375,100	405,200	
	81	290,200	315,700	354,300	375,800	405,500	
	82	290,800	316,600	355,300	376,300	405,900	
	83	291,200	317,500	356,100	376,800	406,400	
	84	291,700	318,400	357,200	377,400	406,800	
	85	292,100	319,100	358,300	377,700	407,200	
	86	292,800	320,100	359,000	378,200	407,600	
	87	293,200	321,100	359,800	378,800	408,100	
	88	293,700	322,300	360,600	379,300	408,500	

	89	294,300	323,200	361,300	379,600	409,000	
	90	294,900	324,300	361,900	380,000	409,400	
	91	295,300	325,300	362,400	380,400	409,900	
	92	295,800	326,300	363,000	380,900	410,300	
	93	296,200	327,200	363,400	381,500	410,700	
	94	296,800	327,900	363,900	382,000		
	95	297,500	328,600	364,400	382,500		
	96	298,200	329,200	364,800	383,000		
	97	299,000	329,700	365,300	383,600		
	98	299,500	330,100	365,800	384,100		
	99	300,100	330,800	366,300	384,600		
	100	300,600	331,400	366,700	385,000		
	101	300,900	331,800	367,000	385,600		
	102	301,400	332,400	367,500	386,100		
	103	301,900	333,000	367,900	386,600		
	104	302,300	333,500	368,200	387,200		
	105	302,800	334,000	368,600	387,800		
	106	303,300	334,500	369,100	388,300		
	107	303,800	335,000	369,600	388,800		
	108	304,100	335,500	370,100	389,300		
	109	304,300	335,700	370,600	389,900		
	110	304,700	336,100	371,100			
	111	304,900	336,500	371,600			
	112	305,200	336,900	372,000			
	113	305,400	337,200	372,500			
	114	305,700	337,600	373,000			
	115	306,000	337,900	373,500			
	116	306,200	338,200	374,000			
	117	306,500	338,400	374,400			
	118	306,800	338,800	374,900			
	119	307,100	339,000	375,400			
	120	307,400	339,200	375,900			
	121	307,700	339,400	376,200			
	122	308,100	339,700				
	123	308,500	340,000				
	124	308,700	340,300				
	125	308,900	340,600				
	126	309,200	340,900				
	127	309,600	341,300				
	128	309,900	341,600				
	129	310,000	341,800				
	130	310,400	342,000				
	131	310,800	342,300				
	132	311,200	342,600				
	133	311,400	342,900				
	134	311,800	343,300				

	135	312,000	343,700				
	136	312,300	344,100				
	137	312,500	344,400				
	138	312,800	344,800				
	139	313,100	345,200				
	140	313,400	345,600				
	141	313,600	345,900				
	142	314,000	346,300				
	143	314,400	346,600				
	144	314,700	347,000				
	145	314,900	347,400				
	146	315,100	347,800				
	147	315,500	348,200				
	148	315,900	348,600				
	149	316,100	348,900				
	150	316,300	349,300				
	151	316,600	349,700				
	152	316,900	350,100				
	153	317,200	350,400				
	154	317,500					
	155	317,700					
	156	318,000					
	157	318,400					
	158	318,700					
	159	319,000					
	160	319,300					
	161	319,700					
	162	320,000					
	163	320,300					
	164	320,600					
	165	321,000					
	166	321,300					
	167	321,600					
	168	321,900					
	169	322,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		245,100	266,100	273,600	284,300	301,100	339,900

議案第10号

いわき市職員の退職手当に関する条例の改正について

いわき市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の退職手当に関する条例（昭和41年いわき市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第11項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第11項中「令和７年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第16条第11項（第４号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職したいわき市職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第11号

いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例及びいわき市消防団の設置等に関する条例の改正について

いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例及びいわき市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例及びいわき市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例の一部改正）

第１条　いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例（昭和44年いわき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「任免」を「定員、任免」に改める。

第１条中「第23条第１項」を「第19条第２項及び第23条第１項」に改め、「非常勤の」を削り、「任用」を「定員、任用」に改め、同条の次に次の２条を加える。

（団員の種類）

第１条の２　消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　基本団員　次号の機能別団員以外の団員をいう。

⑵　機能別団員　市長が別に定める特定の消防事務に従事する団員をいう。

（定員）

第１条の３　団員の定員は、3,200人とする。

２　団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　基本団員　3,100人

⑵　機能別団員　100人

３　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。）第４条第１項第１号の条例定員は、第１項に規定する団員の定員とする。

４　政令第４条第３項の条例定員は、第２項第１号に掲げる基本団員の定員とする。

第２条中「推せん」を「推薦」に改め、同条第１号中「住所を有する」を「居住し、又は通学する」に改める。

第３条に次の１項を加える。

３　機能別団員の任期は、市長が別に定める。

第９条中「団員が」を「団員（機能別団員を除く。）が」に改める。

別表第１を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

（いわき市消防団の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　いわき市消防団の設置等に関する条例（昭和47年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第19条第２項」及び「並びに消防団員の定員」を削る。

第４条を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第12条関係）

区分		報酬年額
団長		円 201,000
副団長		138,000
支団長		138,000
副支団長		94,000
分団長		76,000
副分団長		57,000
部長		43,000
班長		39,000
団員		36,500
	機能別団員	12,000

議案第12号

いわき市戸籍手数料条例の改正について

いわき市戸籍手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市戸籍手数料条例の一部を改正する条例

いわき市戸籍手数料条例（平成12年いわき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（手数料の免除）

第４条　別表に掲げる事務が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の手数料は徴収しない。

⑴　法律の規定により無料で証明を行うことができるとされているものであって市長が別に定めるものについて、申請又は請求の際に申出があったとき。

⑵　国の機関、地方公共団体その他これらに準ずる公の機関の職務の遂行上必要なものとして行われるとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、公益上必要があると認められるとき又は災害その他特別の事情があると認められるとき。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

いわき市集会所条例の改正について

いわき市集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市集会所条例の一部を改正する条例

いわき市集会所条例（昭和52年いわき市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表いわき市永崎集会所の項、いわき市後田集会所の項、いわき市関田集会所の項、いわき市金坂集会所の項、いわき市四倉十三区集会所の項及びいわき市中好間集会所の項を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第14号

いわき市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の改正について

いわき市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

いわき市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年いわき市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「各号のいずれか」を「とおり」に改め、同項第１号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した者」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に改め、「卒業した者（第６号においてこれらを「第１号卒業者」という。）で、」を削り、「２年以上水道」を「、３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に、「もの」を「者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同項第２号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」及び「卒業した者（第６号において「第２号卒業者」という。）で、」を削り、「３年以上水道」を「、４年以上水道等」に、「もの」を「者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同項第３号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第８号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第７号中「若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号」を「から第６号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第９号とし、同項第６号中「第１号卒業者又は第２号卒業者」を「第１号又は第２号の規

定により大学を卒業した者」に、「第１号卒業者にあっては１年以上、第２号卒業者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」を「第１号の規定により大学を卒業した者については２年以上、第２号の規定により大学を卒業した者については３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第１号の規定により大学を卒業した者については１年以上、第２号の規定により大学を卒業した者については１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第８号とし、同項第５号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第７号とし、同項第４号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑹　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第１項第３号の次に次の１号を加える。

⑷　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第１項に次の１号を加える。

⑾　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第２項を次のように改める。

２　簡易水道事業の用に供する水道（次条第２項において「簡易水道」という。）については、前項第１号中「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路

又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第２号中「４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第３号中「５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第４号中「６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第５号中「７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第６号中「８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第７号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第８号中「２年以上、第２号の規定により大学を卒業した者については３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第１号の規定により大学を卒業した者については１年以上、第２号の規定により大学を卒業した者については１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年以上、第２号の規定により大学を卒業した者については１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第９号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ

当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

第４条第１項中「各号のいずれか」を「とおり」に改め、同項第１号を次のように改める。

⑴　前条第１項第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同項第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同項第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第１項第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改め、同項第４号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改め、同項第５号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項第６号中「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第３号の登録講習」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」に改め、同項に次の２号を加える。

⑺　技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であ

って、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑻　建設業法施行令第37条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第４条第２項中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「３年以上」とあるのは「１年６月以上」と、「５年以上」とあるのは「２年６月以上」と、「７年以上」とあるのは「３年６月以上」に、「２年６箇月」を「２年６月」に、「３年６箇月」を「３年６月」に、「４年６箇月」を「４年６月」に改め、「２分の１以上」と」の次に「、同項第７号中「１年以上」とあるのは「６月以上」と、同項第８号中「３年以上」とあるのは「１年６月以上」と」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第15号

いわき市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

いわき市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（いわき市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　いわき市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項ただし書及び第４号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第12項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第５号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（いわき市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

第２条　次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

⑴　いわき市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第60号）第13条第１項第６号

⑵　いわき市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第62号）第12条第１項ただし書及び第６号

⑶　いわき市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第63号）第11条第１項ただし書及び第５号並びに第45条第１項ただし書及び第５号

⑷　いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第64号）第88条第４項

⑸　いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第65号）第36条第５項

⑹　いわき市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第66号）第45条第４項

⑺　いわき市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成

24年いわき市条例第69号）第30条第５項

⑻　いわき市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第70号）第148条第１項ただし書及び第４号並びに第183条第１項ただし書及び第３号

⑼　いわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第74号）第130条第１項ただし書及び第４号並びに第167条第１項ただし書及び第３号

⑽　いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年いわき市条例第41号）第７条第１項ただし書及び第３号並びに第７項ただし書

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第16号

いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「10年間」を「12年間」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

⑴　いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号）第25条第２号

⑵　いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第34号）第17条第２号

⑶　いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成30年いわき市条例第66号）第３条第７号イ

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第18号

いわき市公衆浴場法施行条例及びいわき市旅館業法施行条例の改正について

いわき市公衆浴場法施行条例及びいわき市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市公衆浴場法施行条例及びいわき市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

⑴　いわき市公衆浴場法施行条例（平成24年いわき市条例第７号）第４条第３号イ(ｳ)の表大腸菌群の項

⑵　いわき市旅館業法施行条例(平成15年いわき市条例第４号)第８条第４号イ(ｲ)の表大腸菌群の項

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第19号

いわき市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の改正について

いわき市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

いわき市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第３号を次のように改める。

⑶　主任介護支援専門員（法第７条第５項に規定する介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日から起算して５年を経過した者にあっては、同日から起算して５年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者　１人

第３条第２項の表以外の部分中「前項」を「第１項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第１項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第１号」を「第１項第１号」に改め、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一

の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

いわき市建築基準法関係手数料条例等の改正について

いわき市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例

（いわき市建築基準法関係手数料条例の一部改正）

第１条　いわき市建築基準法関係手数料条例（平成11年いわき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「

8,000円
15,000円
23,000円
29,000円

」を「

9,000円
17,000円
34,000円
38,000円

」に改める。

別表法第７条の６第１項第１号又は第２号（法第87条の４又は法第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に対する審査の項中「120,000円」を「床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては27,000円、200平方メートルを超えるものにあっては120,000円」に改める。

（いわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第２条　いわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成25年いわき市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号ア(ｱ)中「ウ及びエ」を「以下この号」に改め、同号イ(ｱ)中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第３条第１号及び第２号」を「基準省令第１条第２項第１号及び第２号」に、「同条第３号」を「同項第３号」に改め、同号エ中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。エ(ｱ)(i)及び次号において「建築物省エネ法」という。）第11条第１項」を「基準省令第１条第２項」に改め、同号エ(ｱ)(i)中「建築物省エネ法第11条第１項」を「基準省令第１条第１項第１号」に改め、同項第２号中「建築物省エネ法第15条第１項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）

第14条第１項」に改める。

（いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第３条　いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成28年いわき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第35条第１項第１号」を「第30条第１項第１号」に改め、同条第３号を削る。

第３条及び第４条を次のように改める。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料）

第３条　住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「省令」という。）第１条第２項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物に係る法第11条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、１件につき、別表第１の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

２　非住宅部分（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物に係る法第11条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、１件につき、別表第２の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該非住宅部分が工場等であるときは、同表の右欄に定める額）の手数料を徴収する。

３　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係る法第11条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、１件につき、当該建築物のうち住宅部分について第１項の規定を適用して定める額及び当該建築物のうち非住宅部分について前項の規定を適用して定める額を合算して得た額の手数料を徴収する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更による判定に係る手数料）

第４条　住宅部分を有する建築物に係る法第11条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更による建築物エネルギー消費性能適合性判

定の事務については、１件につき、別表第３の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

２　非住宅部分を有する建築物に係る法第11条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更による建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、１件につき、別表第４の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該非住宅部分が工場等であるときは、同表の右欄に定める額）の手数料を徴収する。

３　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係る法第11条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更による建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務については、１件につき、当該建築物のうち住宅部分について第１項の規定を適用して定める額及び当該建築物のうち非住宅部分について前項の規定を適用して定める額を合算して得た額の手数料を徴収する。

第５条中「別表第３」を「別表第４」に、「第13条第２項」を「第12条第２項」に、「特定建築行為」を「要通知特定建築行為」に改める。

第６条第１項中「第34条第１項」を「第29条第１項」に、「別表第４」を「別表第５」に改め、同条第２項中「第34条第１項」を「第29条第１項」に、「別表第５」を「別表第６」に改め、同条第３項及び第４項中「第34条第１項」を「第29条第１項」に改める。

第７条第１項中「第36条第１項」を「第31条第１項」に、「別表第４」を「別表第５」に改め、同条第２項中「第36条第１項」を「第31条第１項」に、「別表第５」を「別表第６」に改め、同条第３項及び第４項中「第36条第１項」を「第31条第１項」に改める。

第８条中「第35条第２項（法第36条第２項」を「第30条第２項（法第31条第２項」に改める。

第９条を削る。

第10条中「及び別表第３」を「並びに別表第３及び別表第４」に、「第11条」を「第13条」に改め、同条を第９条とする。

第11条中「第９条」を「第８条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表第２を削り、別表第１備考第１項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同表備考第３項中「（住宅部分及び非住宅部分の共用する部分をいう。以下同じ。）」を削り、「特定建築行為に係る建築物」を「非住宅部分」に改め、同表を別表第２とし、同表の前に次の１表を加える。

（「次の１表」は別紙）

別表第６及び別表第７を削り、別表第５を別表第６とする。

別表第４備考第５項中「（省令第１条第１項第１号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）」を削り、同表を別表第５とする。

別表第３中「第10条」を「第９条」に、「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（以下「計画の変更」という。）」を「計画の変更」に改め、同表を別表第４とし、別表第２の次に次の１表を加える。

（「次の１表」は別紙）

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条、第５条関係）

区分	金額
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル未満	38,000円
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル以上	43,000円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル未満	77,000円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	128,000円
共同住宅等でその床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	217,000円
共同住宅等でその床面積が5,000平方メートル以上	311,000円

備考

１　この表において「一戸建ての住宅」とは、１棟の建築物からなる１戸の住宅をいう。

２　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

３　共同住宅等の建築物全体の申請の場合における当該建築物の住戸の共用する部分の面積は、当該建築物に係る設計一時エネルギー消費量（省令第１条第１項第１号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）の数値を省令第４条第３項第１号に規定する数値としたときは、共同住宅等の床面積に含めるものとする。

４　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分（住宅部分及び非住宅部分の共用する部分をいう。以下同じ。）の面積は、当該非住宅部分の床面積が当該住宅部分の床面積より大きい場合に、非住宅部分の床面積に含めるものとする。

別表第３（第４条、第５条、第９条関係）

区分	金額
一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（以下「計画の変更」という。）であって、当該変更に係る部分の床面積が200平方メートル未満	19,000円
一戸建ての住宅の計画の変更であって、当該変更に係る部分の床面積が200平方メートル以上	22,000円
共同住宅等の計画の変更であって、当該変更に係る部分の床面積が300平方メートル未満	39,000円
共同住宅等の計画の変更であって、当該変更に係る部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	64,000円
共同住宅等の計画の変更であって、当該変更に係る部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	109,000円
共同住宅等の計画の変更であって、当該変更に係る部分の床面積が5,000平方メートル以上	156,000円

備考

１　この表において「一戸建ての住宅」とは、１棟の建築物からなる１戸の住宅をいう。

２　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

３　共同住宅等の建築物全体の申請の場合における当該建築物の住戸の共用する部分の面積は、当該建築物に係る設計一時エネルギー消費量の数値を省令第４条第３項第１号に規定する数値としたときは、共同住宅等の床面積に含めるものとする。

４　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分の面積は、当該非住宅部分の床面積が当該住宅部分の床面積より大きい場合に、非住宅部分の床面積に含めるものとする。

議案第21号

いわき市都市公園条例の改正について

いわき市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市都市公園条例の一部を改正する条例

いわき市都市公園条例（昭和44年いわき市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第１項中「別表第１」の次に「、別表第１の２」を、「公園施設」の次に「（次条第１項において「有料公園施設」という。）」を加え、同条第２項中「ときは」の次に「、第１項の規定にかかわらず」を加え、「前項」を「別表第１の２及び別表第２に掲げる公園施設」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別表第１に掲げる公園施設の供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。

第７条第１項中「別表第１又は別表第２に掲げる公園施設」を「有料公園施設」に、「指定管理者の」を「市長（別表第１の２及び別表第２に掲げる公園施設については、指定管理者。以下この条において同じ。）の」に、「指定管理者は、当該公園施設」を「市長は、当該有料公園施設」に改め、同条第２項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第10条第１項中「納付し」を「、別表第１の２に掲げる公園施設について同項前段の許可を受けた者は別表第４の２に掲げる額の使用料をそれぞれ納付し」に改める。

第12条の２第１項中「別表第１」を「別表第１の２」に改める。

第14条第１項及び第15条第２項中「別表第１」の次に「若しくは別表第１の２」を加える。

別表第１中「第12条の２」の次に「、第14条、第15条」を加え、同表を別表第１の２とし、同表の前に次の１表を加える。

別表第１（第６条の２、第７条、第10条、第14条、第15条関係）

都市公園	公園施設の名称
磐城平城しろあと公園	磐城平城しろあと公園体験学習施設

別表第２の２21世紀の森公園施設の項中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この欄において「休日」という。）」を

「休日」に改め、同項の前に次のように加える。

磐城平城しろあと公園体験学習施設	次に掲げる以外の日 ⑴　火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その翌日） ⑵　12月29日から翌年の１月３日までの日	午前９時から午後５時まで

別表第４を別表第４の２とし、別表第３の次に次の１表を加える。

（「次の１表」は別紙）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

（いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例の一部改正）

2　いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例（平成13年いわき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第１小名浜港運動施設の項の次に次のように加える。

磐城平城しろあと公園	いわき市都市公園条例（昭和44年いわき市条例第80号）第10条第１項に規定する使用料のうち、磐城平城しろあと公園体験学習施設の使用料

別表第１21世紀の森公園の項中「（昭和44年いわき市条例第80号）」を削る。

別表第３に次のように加える

磐城平城しろあと公園	いわき市都市公園条例第10条第１項に規定す

	る使用料のうち、磐城平城しろあと公園体験学習施設の使用料

別表第４（第10条関係）

１　磐城平城しろあと公園体験学習施設使用料

施設区分	金額	
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで
展示交流室	4,860円	6,480円
情報発信室	1,350円	1,800円
文化体験室⑴	1,080円	1,440円
文化体験室⑵	1,080円	1,440円

備考

１　午前９時以前又は午後５時以降の使用に係る使用料の額は、１時間につき、午後１時から午後５時までの規定使用料の100分の30に相当する額とする。この場合において、使用時間が１時間未満のときはこれを１時間とし、使用時間に１時間未満の端数があるときはその端数を１時間として計算する。

２　正午から午後１時までの使用に係る使用料の額は、午後１時から午後５時までの規定使用料の100分の30に相当する額とする。

３　前２項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

２　附属設備使用料

設備区分	単位	金額
マイクロフォン（スタンド付）	１組１回	110円
ワイヤレスマイクロフォン	１組１回	660円
ビデオプロジェクター（固定式）	１台１回	1,320円
液晶ディスプレイ	１台１回	1,320円
持込電気機器	１キロワットにつき	110円

備考

１　「１回」とは、施設使用料に掲げる時間区分の単位をいう。

２　持込電気機器に係る使用料の算定は、当該持込電気機器に表示する消費電力量に基づき行うものとし、消費電力量が１キロワット未満のときはこれを１キロワットとし、消費電力量に１キロワット未満の端数があるとき

はその端数を１キロワットとする。

議案第22号

いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について

いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年いわき市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

いわきスマートタウン地区計画

別表第２に次のように加える。

いわきスマートタウン地区計画の区域（当該計画の地区整備計画におけるＡ地区に限る。）	⑴　令第130条の５の３に規定する建築物 ⑵　事務所 ⑶　病院及び診療所 ⑷　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する建築物 ⑸　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物 ⑹　巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の４に規定する建築物 ⑺　学校（専修学校及び各種学校を含む。） ⑻　公衆浴場 ⑼　地区集会所 ⑽　前各号に掲げる建築物に附属する建築物						
いわきス	⑴　令第130条の５の			165 平	１メー		

マートタウン地区計画の区域（当該計画の地区整備計画におけるＢ地区に　限る。）	３に規定する建築物 ⑵　事務所 ⑶　診療所 ⑷　一戸建ての住宅（前３号に掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。） ⑸　長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（共同住宅にあっては、第１号から第３号までに掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。） ⑹　老人ホーム ⑺　動物病院及びペット美容室 ⑻　巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の４に規定する建築物 ⑼　前各号に掲げる建築物に附属する建築物			方メートル	トル		
いわきスマートタウン地区計画の区域（当該計画の地区整備計画におけるＣ地区に　限る。）	⑴　一戸建ての住宅（次号に掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。） ⑵　令第130条の５の２に規定する建築物 ⑶　前２号に掲げる建築物に附属する建築物			165 平方メートル	１メートル		

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

いわき市市営住宅管理条例の改正について

いわき市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

いわき市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

いわき市市営住宅管理条例（平成９年いわき市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、18歳以上60歳未満の単身者であって、かつ、同項第１号及び第３号から第８号までの条件を具備する者(第８条第１項及び第２項において「一般単身者」という。)は、規則で定める基準に従い、市長が指定した市営住宅に限り、入居することができる。

第８条第１項中「の住宅」を「（一般単身者を除く。）の住宅」に改め、同条第２項中「前項に」を「第１項に」に、「前項の」を「前２項の」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定は、入居の申込みをした者が全て一般単身者であって、当該入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合について準用する。

第９条第１項中「前条第１項」の次に「及び第２項」を加える。

第37条に次の１項を加える。

４　第２項の規定にかかわらず、18歳以上60歳未満の単身者であって、かつ、同項第１号（第５条第１項第２号に掲げる条件を除く。）及び第２号の条件を具備する者は、規則で定める基準に従い、市長が指定した市営改良住宅に限り、入居することができる。

第44条第２項中「第17条第１項及び」を「第８条第１項及び第２項、第17条第１項並びに」に改め、「おいては」の次に「、第８条第１項及び第２項中「一般単身者」とあるのは「第37条第４項に規定する者」と」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第57号

字の区域の画定について

平上高久、平上山口及び平下山口の字の区域を別紙のとおり新たに画定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により議会の議決を求める。

なお、当該字の区域の画定は、同条第２項の規定による告示の日から施行するものとする。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

字　界　変　更　調　書

変更後の字名	変更前の字名	左に包含される区域
中央台高久五丁目	平上高久字大日作	101の16
	平上山口字小喜目作	33
	平上山口字浜ノ作	33の11
	平上山口字金折平	１の４、８
	平上山口字日渡	８の６
	平下山口字後沢	23の１、37の４、38の４
	平下山口字桃木沢	２の１、２の５
	平下山口字大沢	１の１、２の44

いわき市平上高久、平上山口及び平下山口字界画定区域

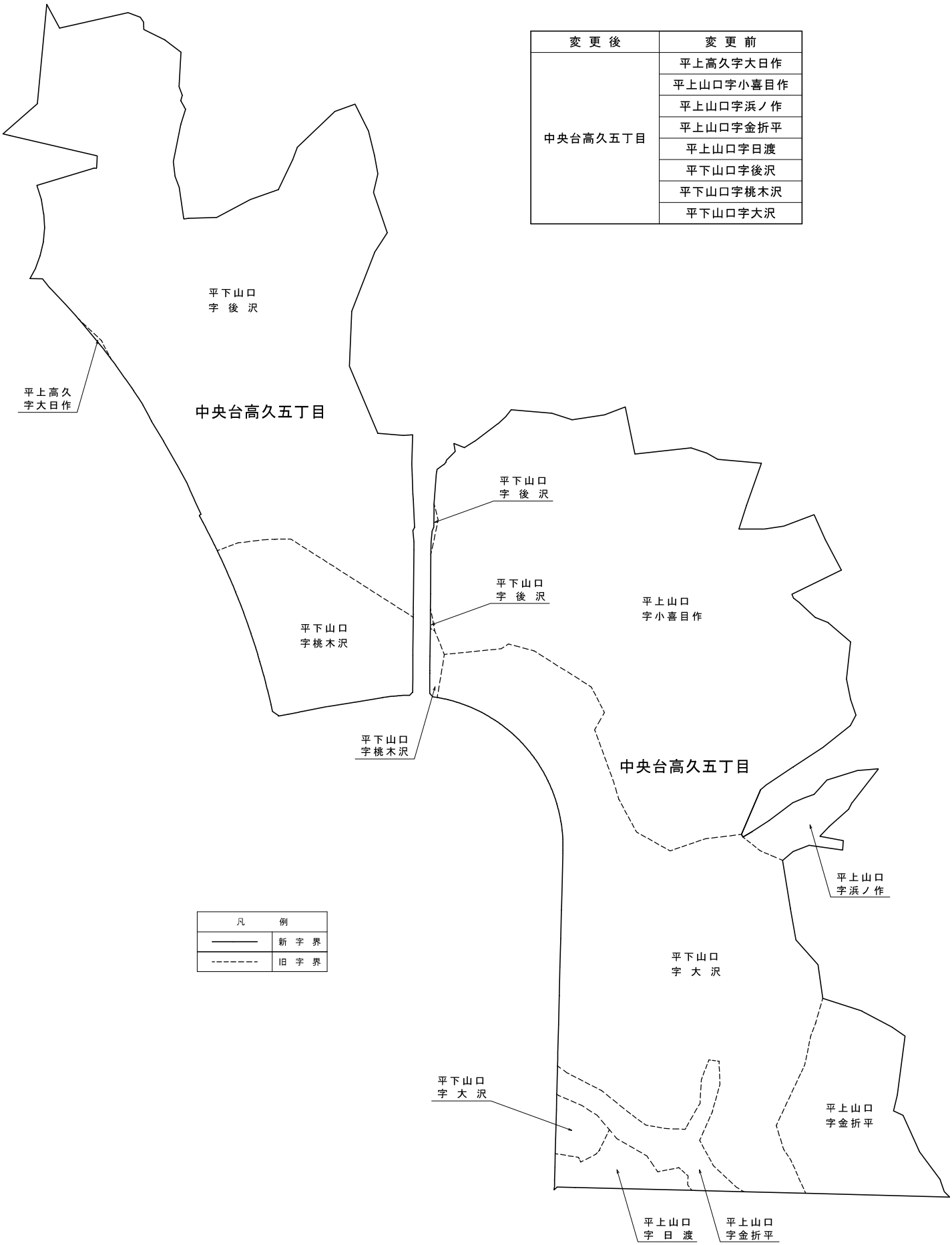

変更後	変更前
中央台高久五丁目	平上高久字大日作
	平上山口字小喜目作
	平上山口字浜ノ作
	平上山口字金折平
	平上山口字日渡
	平下山口字後沢
	平下山口字桃木沢
	平下山口字大沢

議案第58号

事業委託契約の変更について

令和５年６月15日いわき市議会定例会において議決された常磐線泉駅自由通路修繕工事委託を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

契約内容	変　　更　　前	変　　更　　後
契約金額	金251,856,000円	金261,477,832円
期　　間	議会の議決を経た日の翌日から令和７年３月31日まで	議会の議決を経た日の翌日から令和８年３月31日まで

議案第59号

財産取得の変更について

令和３年12月16日いわき市議会定例会、令和４年６月16日いわき市議会定例会、令和４年12月15日いわき市議会定例会、令和６年３月７日いわき市議会定例会及び令和６年６月20日いわき市議会定例会において議決された南白土地域振興事業用地取得を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

取得内容	変　更　前	変　更　後
物件の所在	いわき市平南白土字菅作55番２　外62筆	いわき市平南白土字菅作55番２　外64筆
種　別	土地（田、畑、山林、原野）	土地（田、畑、山林、原野）
地　積	126,516平方メートル	129,110平方メートル
取得価格	金199,593,429円	金210,228,829円
契約の相手方	[redacted] [redacted] [redacted]　外55名	[redacted] [redacted] [redacted]　外56名

議案第60号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり市道路線を認定及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項及び第10条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

路　線　の　認　定

（平　地区）

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
2772	北一里塚７号	平下神谷字北一里塚97-６	平下神谷字北一里塚73-９	5.7～10.2	114.2

（小名浜　地区）

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
1859	岡小名三丁目１号	小名浜岡小名三丁目６-54	小名浜岡小名三丁目６-46	6.0～13.0	78.0
1860	岡小名三丁目２号	小名浜岡小名三丁目６-41	小名浜岡小名三丁目６-37	6.0～13.0	152.0
1861	岡小名三丁目３号	小名浜岡小名三丁目６-54	小名浜岡小名三丁目６-46	6.0～13.0	94.0
1862	田中12号	小名浜野田字田中13-18	小名浜野田字田中13-13	6.0～13.0	92.0

（勿来　地区）

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
1235	四沢天ケ作・四沢潮見台１号	勿来町四沢天ケ作35-５	勿来町四沢潮見台83	6.0～6.0	145.0
1236	四沢天ケ作・四沢潮見台２号	勿来町四沢天ケ作23-６	勿来町四沢潮見台74-２	6.0～6.0	430.0
1237	潮見台７号	勿来町四沢潮見台76-１	勿来町四沢潮見台44-13	6.0～6.0	87.0
1238	潮見台８号	勿来町四沢潮見台46	勿来町四沢潮見台44-９	6.0～6.0	112.0
1239	潮見台９号	勿来町四沢潮見台44-２	勿来町四沢潮見台25-３	6.0～6.0	121.0

（四倉　地区）

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
816	箒作・鬼越	四倉町戸田字箒作36-３	四倉町字鬼越242-４	8.0～23.4	1083.7

【認　定】

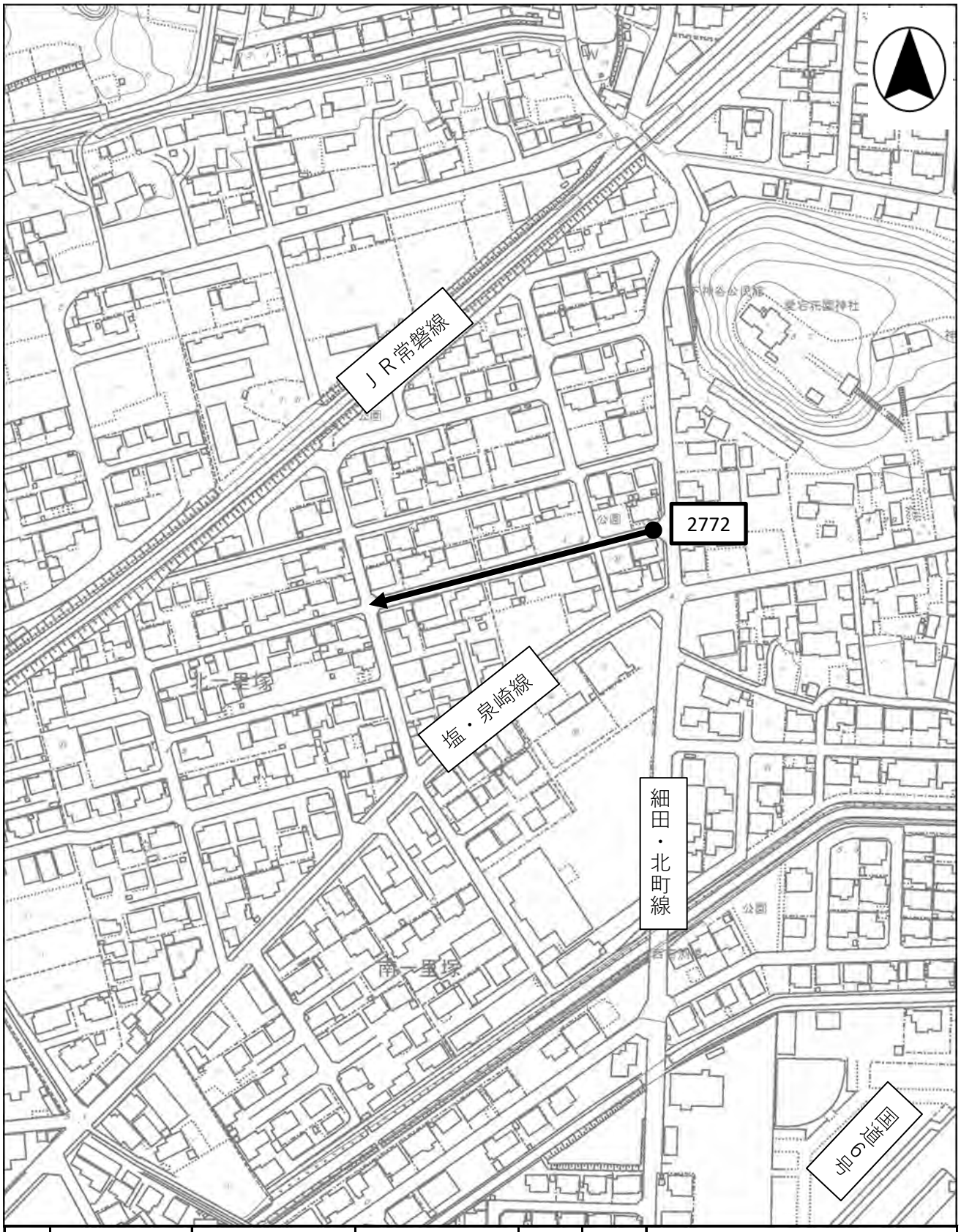

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
2772	北一里塚７号	平下神谷字北一里塚97-６	平下神谷字北一里塚73-９	5.7～10.2	114.2	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。

【認　定】

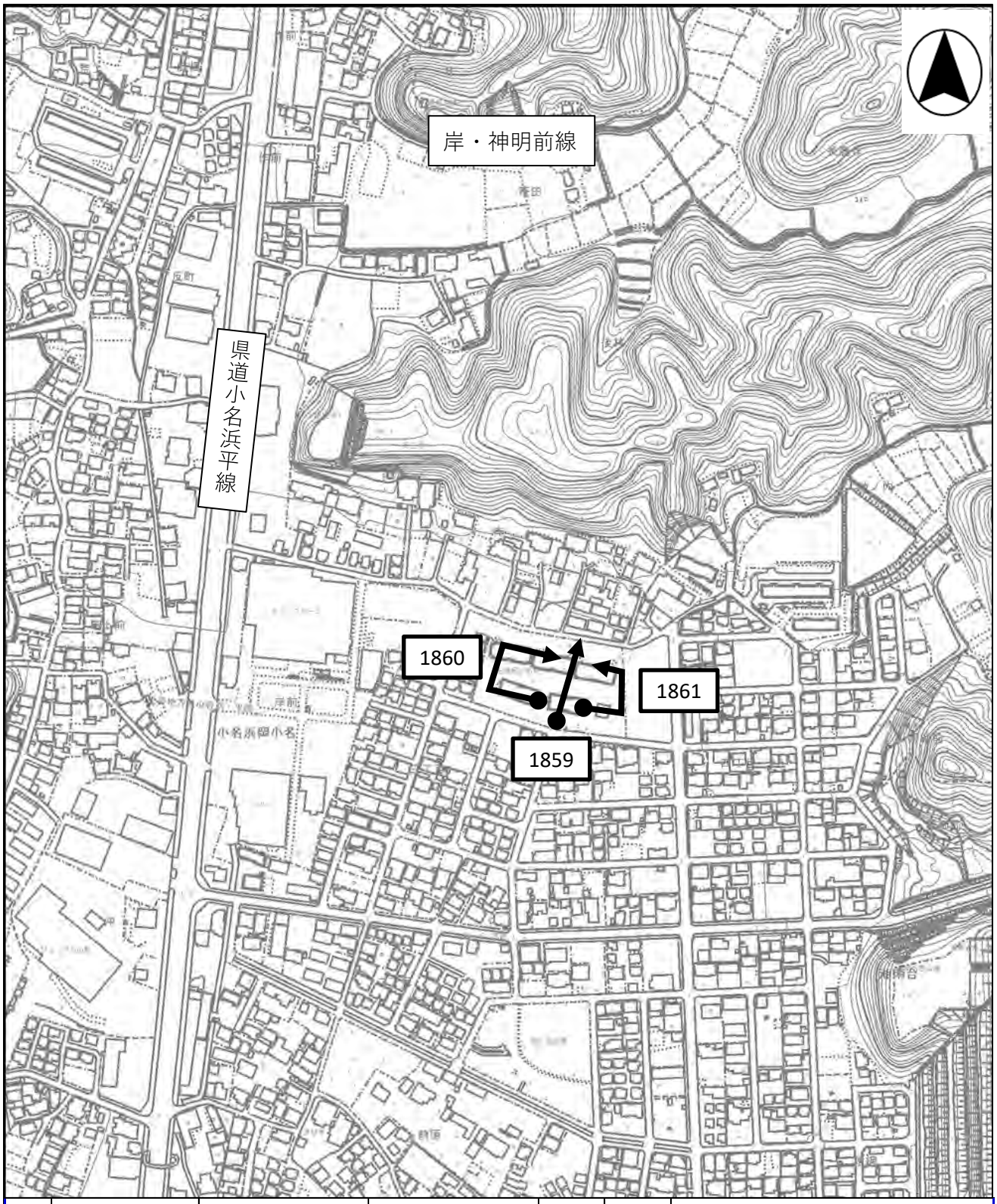

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
1859	岡小名三丁目１号	小名浜岡小名三丁目６-54	小名浜岡小名三丁目６-46	6.0～13.0	78.0	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。
1860	岡小名三丁目２号	小名浜岡小名三丁目６-41	小名浜岡小名三丁目６-37	6.0～13.0	152.0	
1861	岡小名三丁目３号	小名浜岡小名三丁目６-54	小名浜岡小名三丁目６-46	6.0～13.0	94.0	

【認　定】

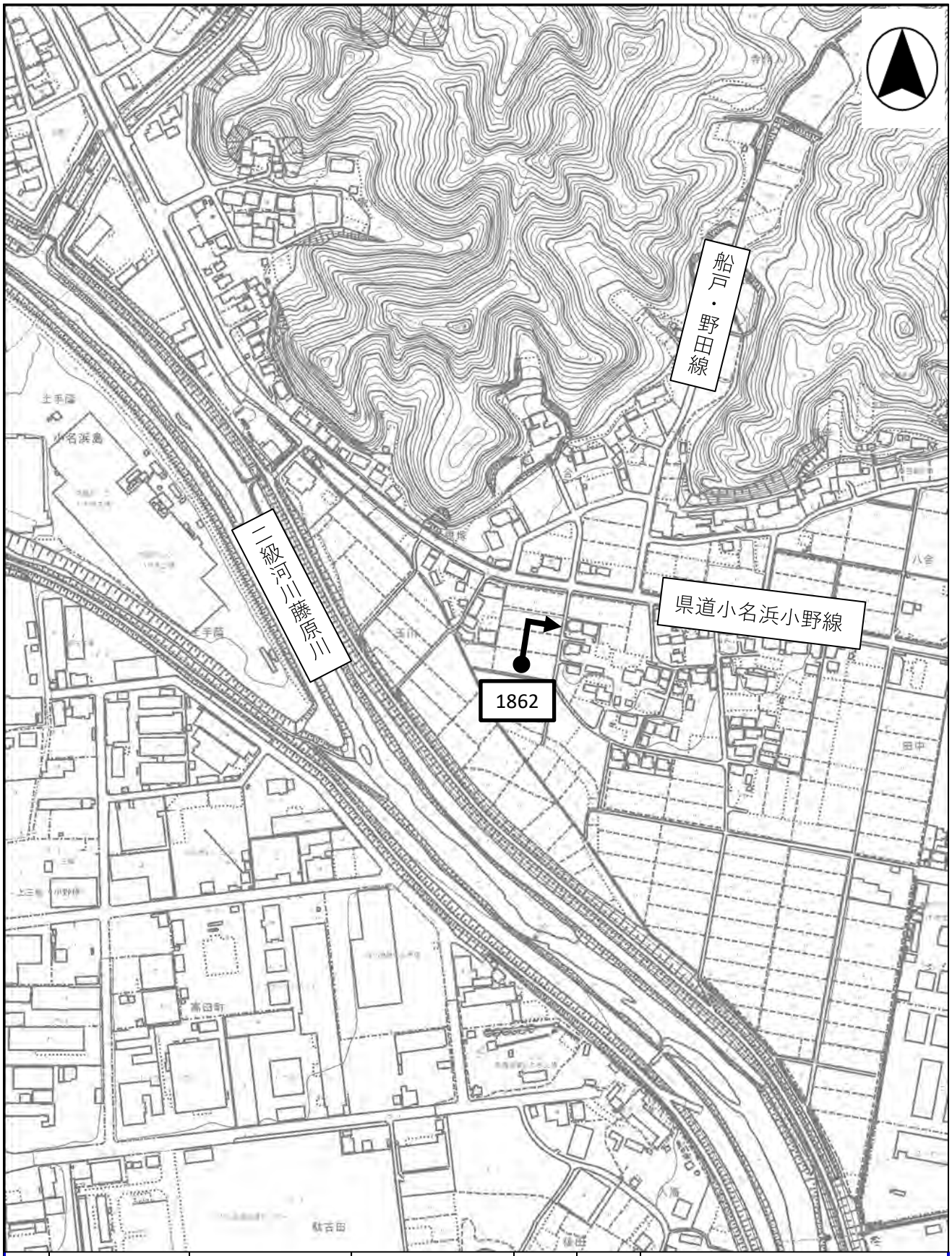

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
1862	田中12号	小名浜野田字田中13-18	小名浜野田字田中13-13	6.0～13.0	92.0	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。

【認　定】

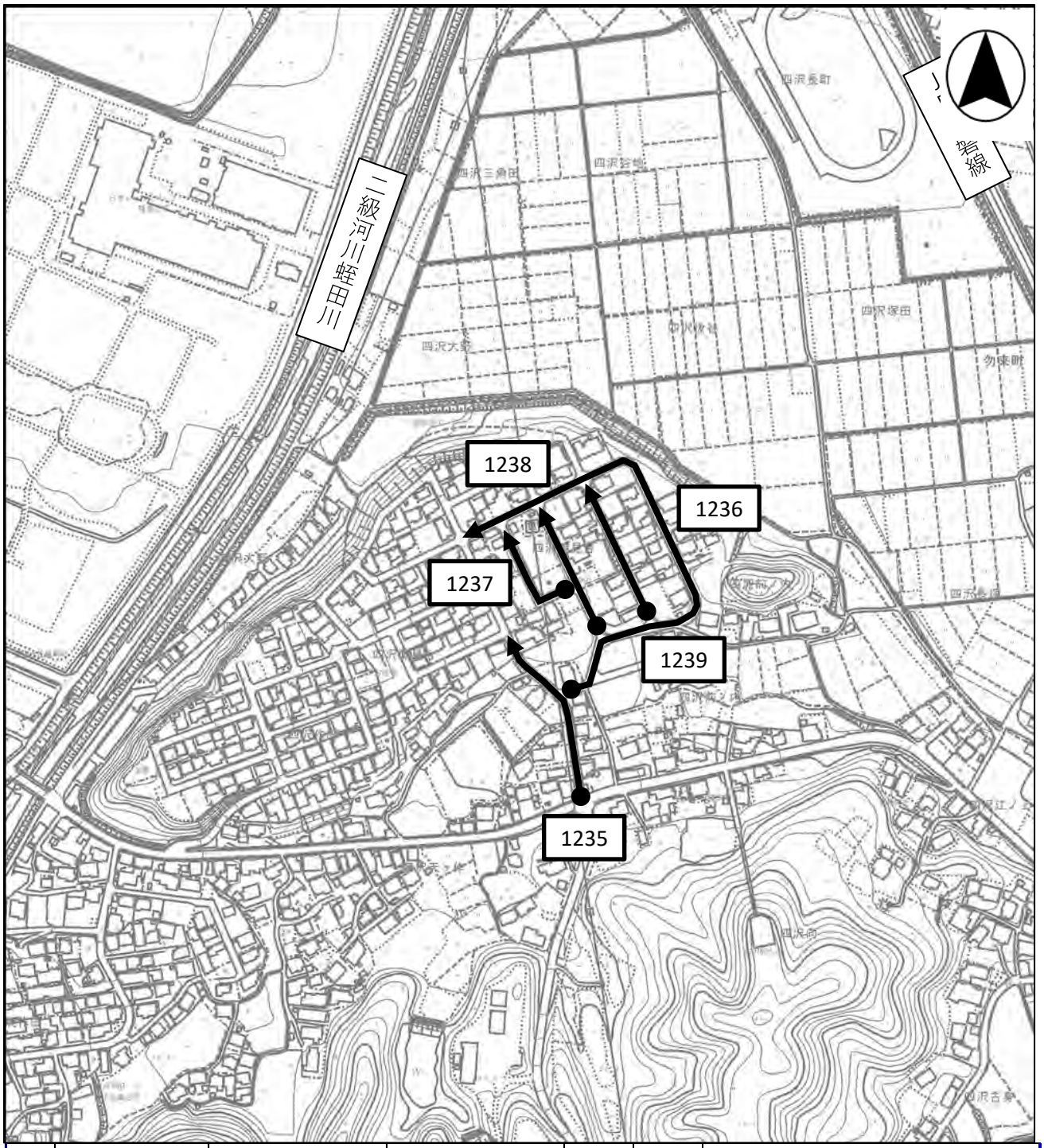

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
1235	四沢天ケ作・四沢潮見台１号	勿来町四沢天ケ作35-５	勿来町四沢潮見台83	6.0～6.0	145.0	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。
1236	四沢天ケ作・四沢潮見台２号	勿来町四沢天ケ作23-６	勿来町四沢潮見台74-２	6.0～6.0	430.0	
1237	潮見台７号	勿来町四沢潮見台76-１	勿来町四沢潮見台44-13	6.0～6.0	87.0	
1238	潮見台８号	勿来町四沢潮見台46	勿来町四沢潮見台44-９	6.0～6.0	112.0	
1239	潮見台９号	勿来町四沢潮見台44-２	勿来町四沢潮見台25-３	6.0～6.0	121.0	

【認　定】

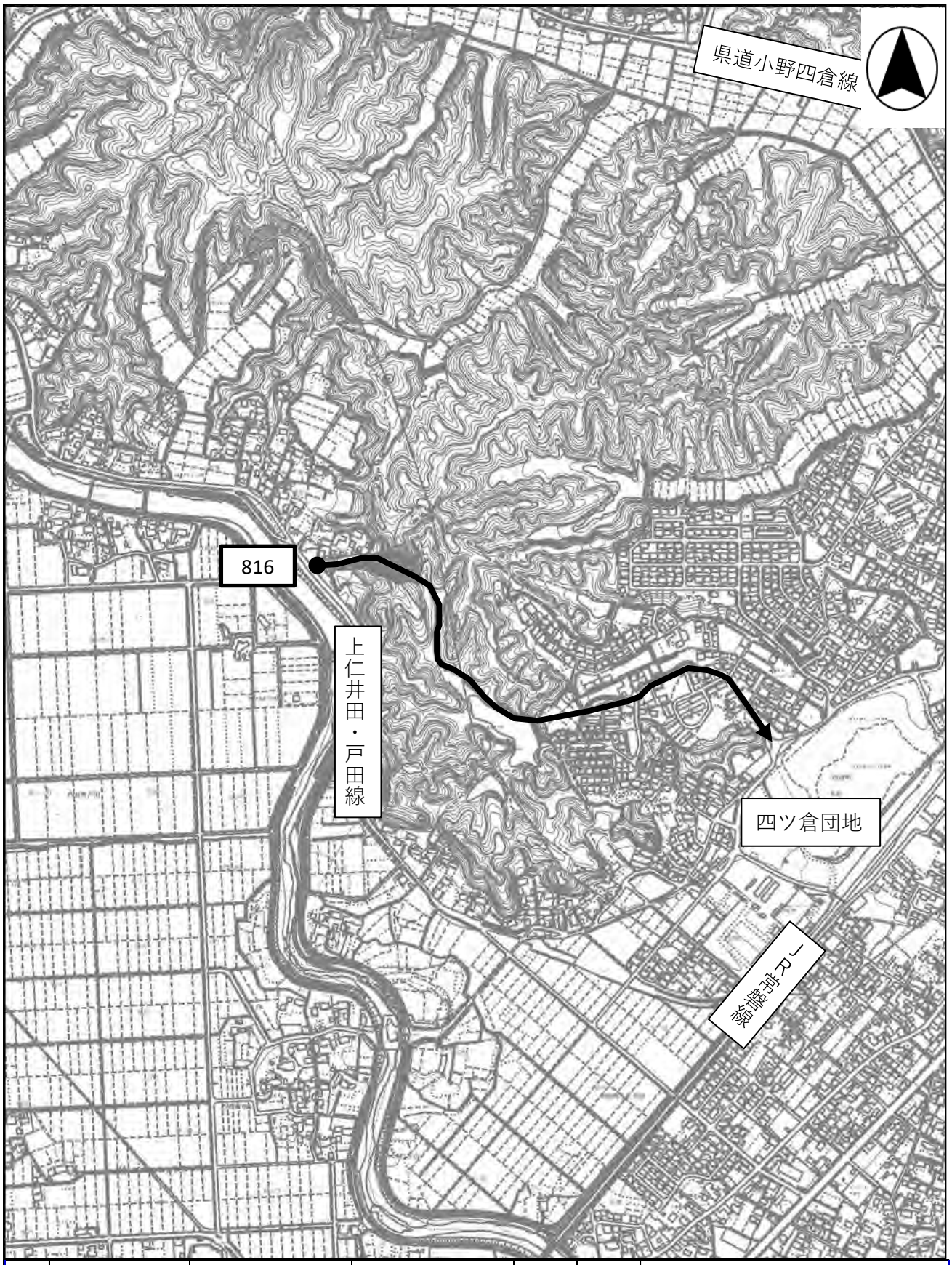

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
816	箒作・鬼越	四倉町戸田字箒作36-３	四倉町字鬼越242-４	8.0～23.4	1083.7	市道改良工事に伴い築造された道路を認定するもの。

路　線　の　変　更

（平　地区）

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
変更前	2383	北白土宮田２号	平北白土字宮田３－２	平北白土字宮田36－１	6.5～12.7	233.5
変更後	2383	北白土宮田２号	平北白土字宮田３－２	平北白土字宮田36－１	6.5～12.7	258.5

（小名浜　地区）

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
変更前	270	花木内１号	小名浜住吉字花木内10－２	小名浜住吉字八合10－１	1.6～3.6	189.6
変更後	270	花木内１号	小名浜住吉字花木内10－２	小名浜住吉字八合12－２	1.6～3.6	92.6

（四倉　地区）

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
変更前	571	千歳・箒作	四倉町上仁井田字九反坪１-14	四倉町戸田字箒作12－１	2.2～9.5	983.4
変更後	571	千歳・箒作	四倉町上仁井田字九反坪１-14	四倉町字鬼越240－６	3.4～9.8	340.2
変更前	791	鬼越15号	四倉町字鬼越242－５	四倉町字鬼越240-66	3.4～18.2	507.7
変更後	791	鬼越15号	四倉町字鬼越18－１	四倉町字鬼越240-64	3.4～12.5	75.7

（小川　地区）

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
変更前	149	下川原・上川原	小川町高萩字下川原108－１	小川町三島字上川原170	2.7～6.2	630.5
変更後	149	下川原・上川原	小川町高萩字下川原127－１	小川町三島字上川原170	4.4～13.3	420.0
変更前	408	下川原４号	小川町高萩字下川原114－２	小川町高萩字下川原84－２	3.3～5.8	158.1
変更後	408	下川原４号	小川町高萩字下川原114－２	小川町高萩字下川原77－５	3.3～7.9	215.0

【変　更】

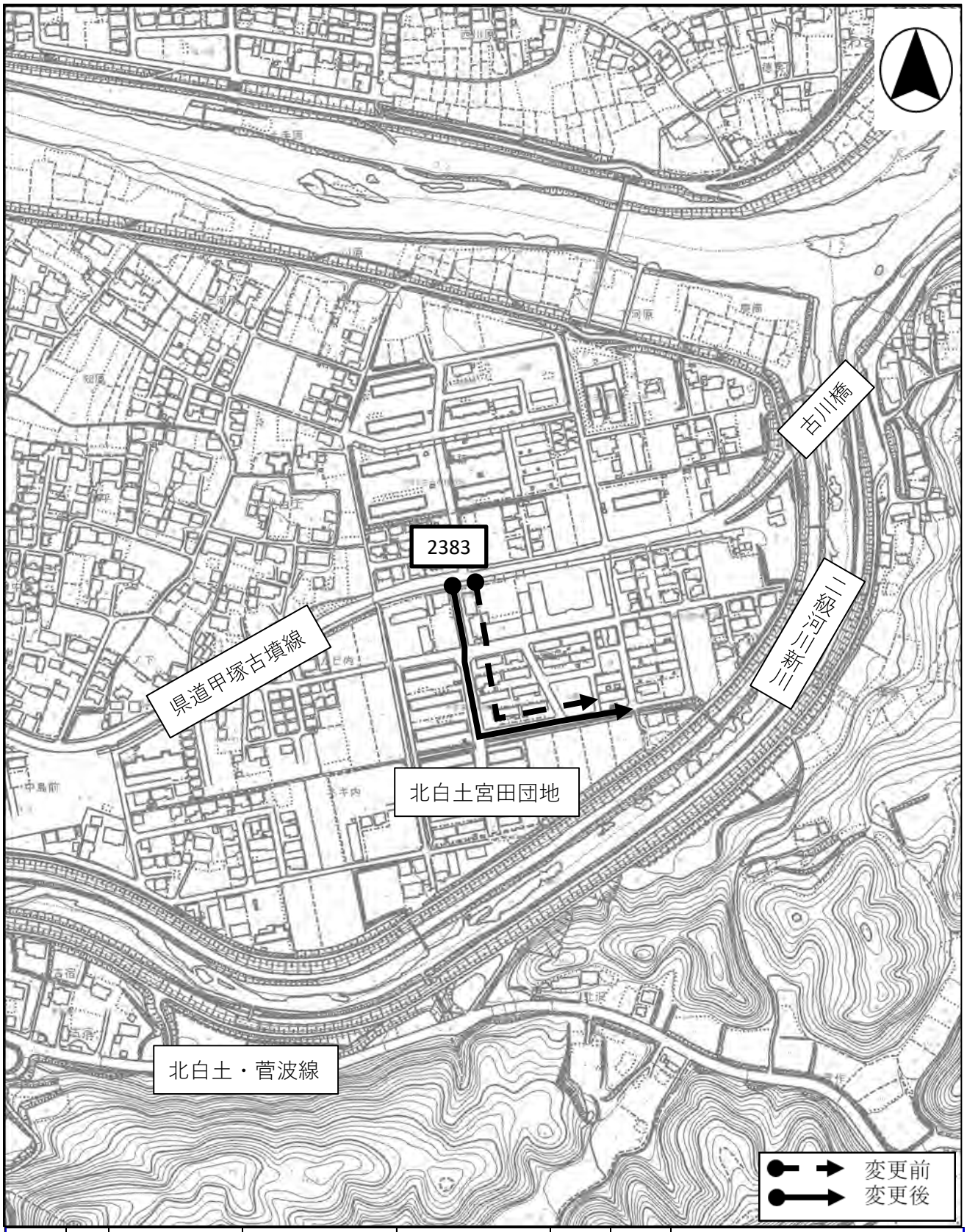

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
変更前	2383	北白土宮田２号	平北白土字宮田３－２	平北白土字宮田36－1	6.5～12.7	233.5	団地内通路の用地取得に伴う市道の一部延伸のため、終点位置を変更するもの。
変更後	2383	北白土宮田２号	平北白土字宮田３－２	平北白土字宮田36－1	6.5～12.7	258.5	

【変　更】

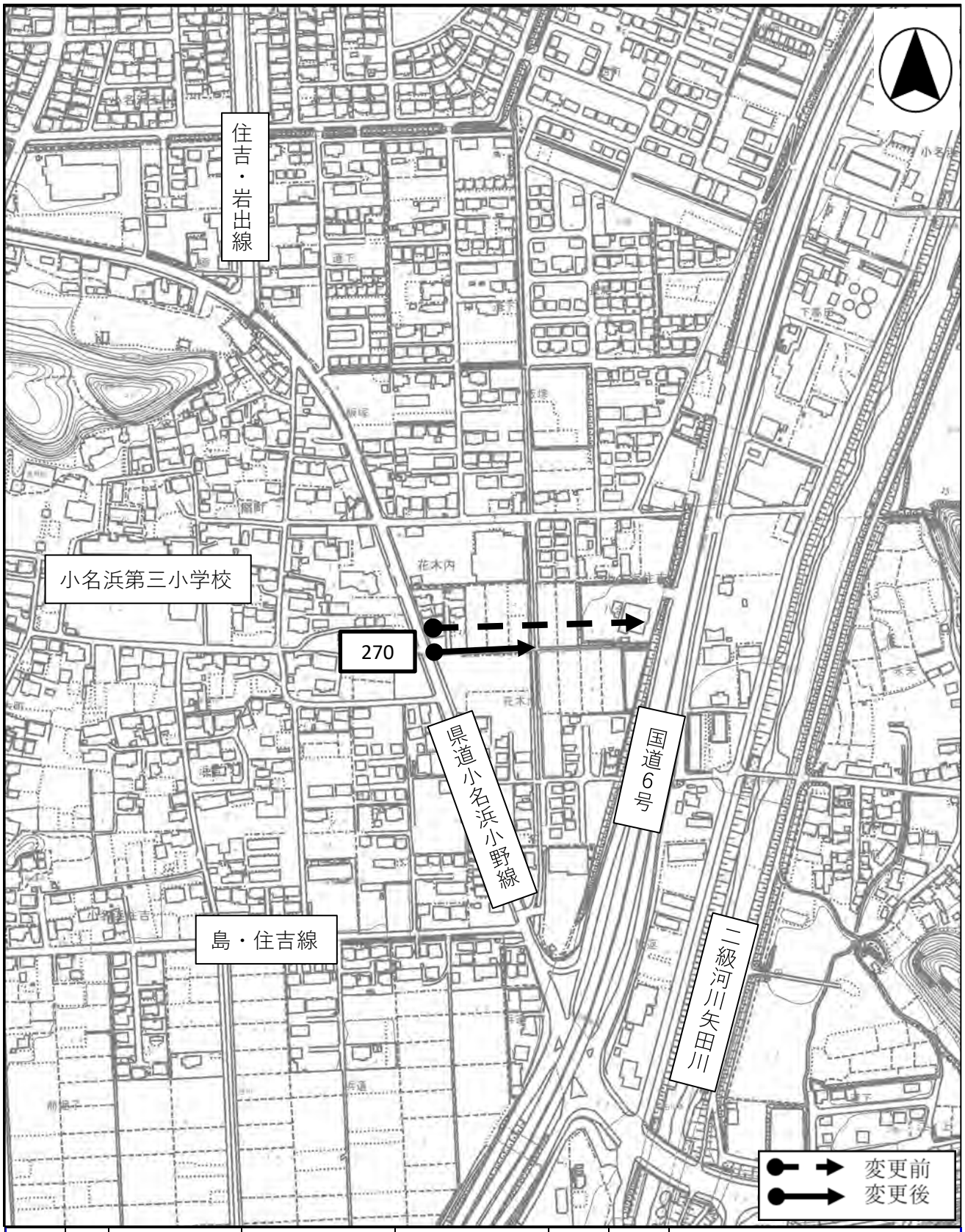

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
変更前	270	花木内１号	小名浜住吉字花木内10-２	小名浜住吉字八合10-１	1.6～3.6	189.6	開発行為に伴う実体のない市道の一部廃止のため、終点位置を変更するもの。
変更後	270	花木内１号	小名浜住吉字花木内10-２	小名浜住吉字八合12-２	1.6～3.6	92.6	

【変　更】

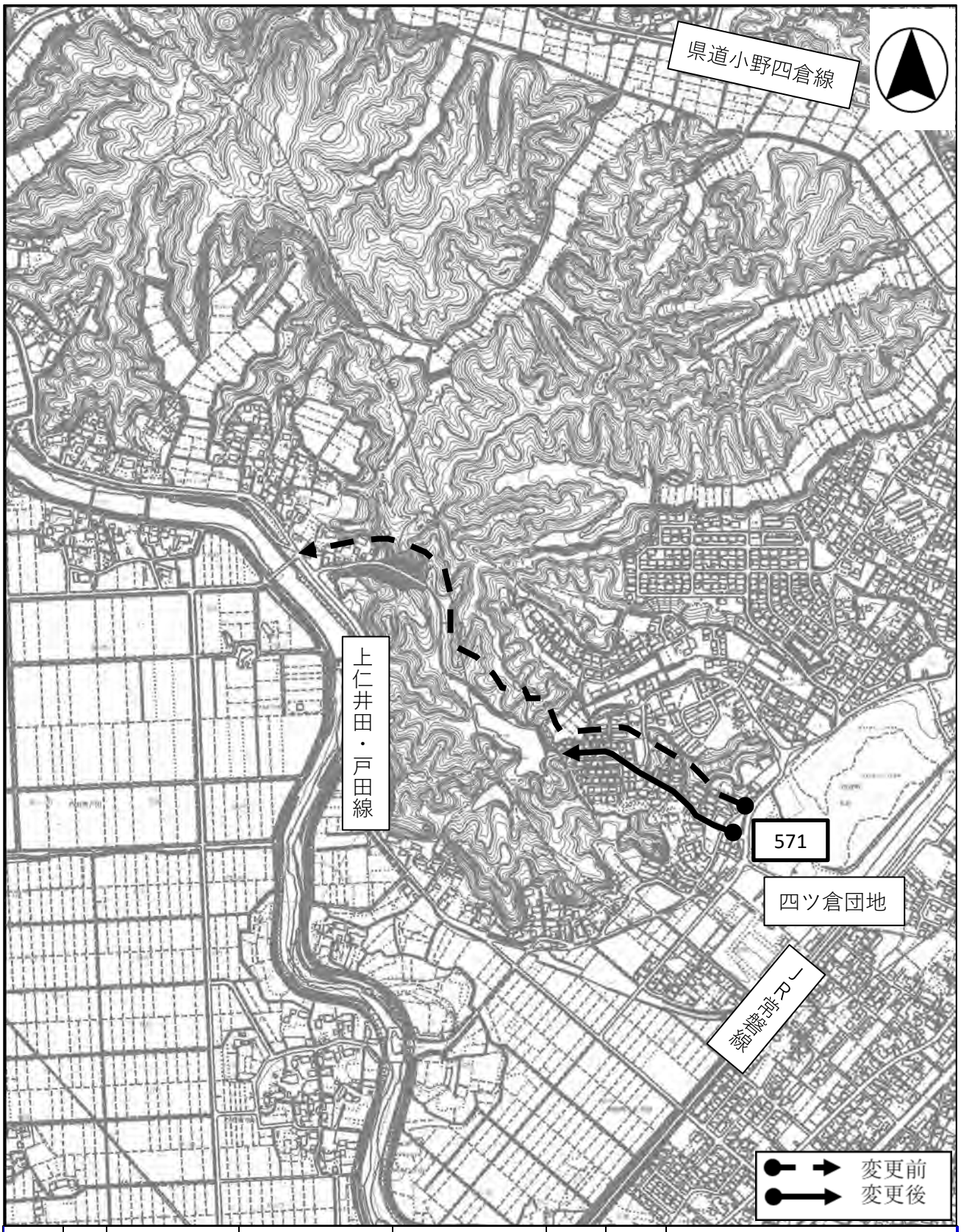

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
変更前	571	千歳・箒作	四倉町上仁井田字九反坪１-14	四倉町戸田字箒作12-１	2.2～9.5	983.4	市道改良工事に伴う市道の一部廃止のため、終点位置を変更するもの。
変更後	571	千歳・箒作	四倉町上仁井田字九反坪１-14	四倉町字鬼越240-６	3.4～9.8	340.2	

【変　更】

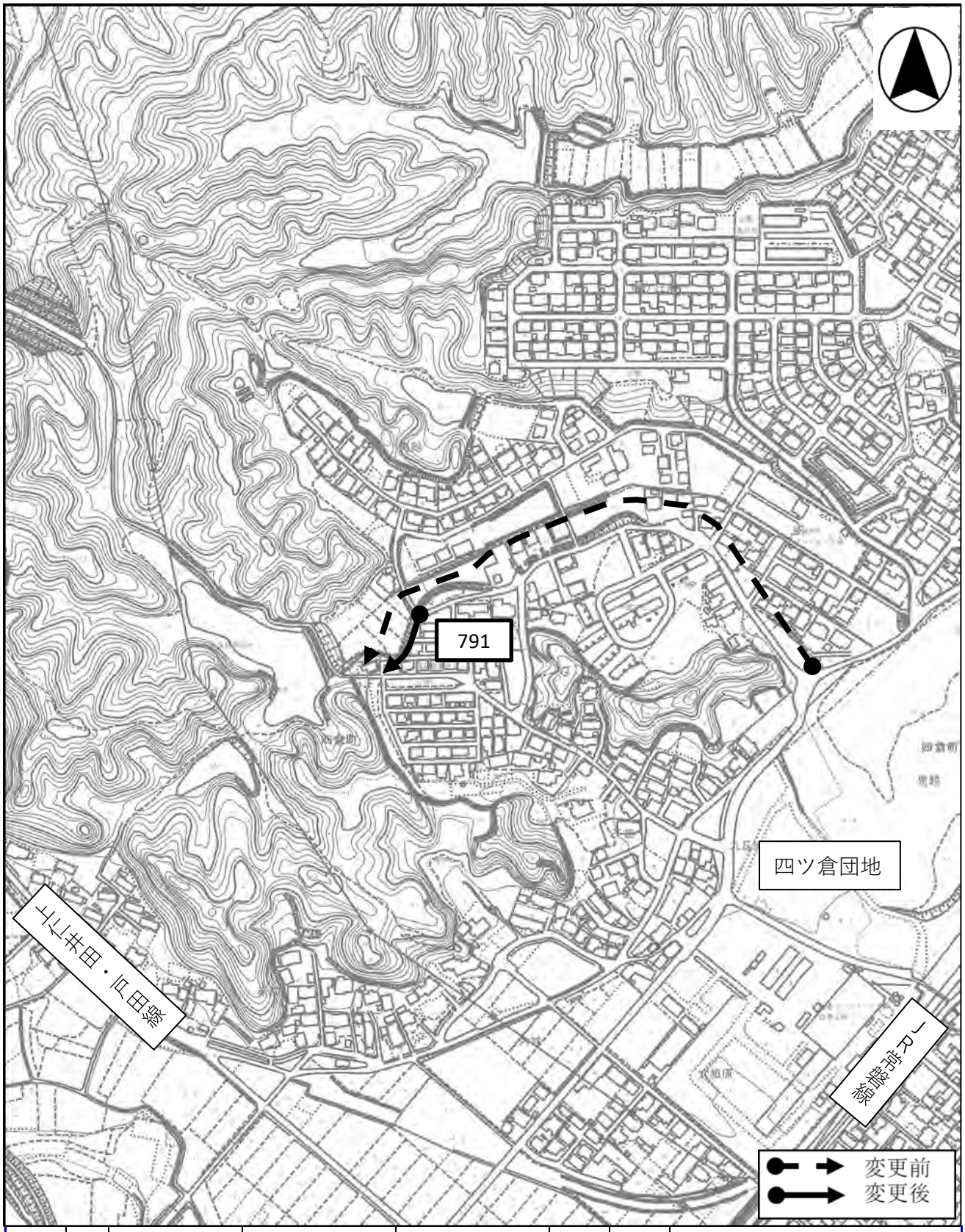

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
変更前	791	鬼越15号	四倉町字鬼越242-5	四倉町字鬼越240-66	3.4～18.2	507.7	市道改良工事に伴う市道の一部廃止のため、起点位置及び終点位置を変更するもの。
変更後	791	鬼越15号	四倉町字鬼越18-1	四倉町字鬼越240-64	3.4～12.5	75.7	

【変　更】

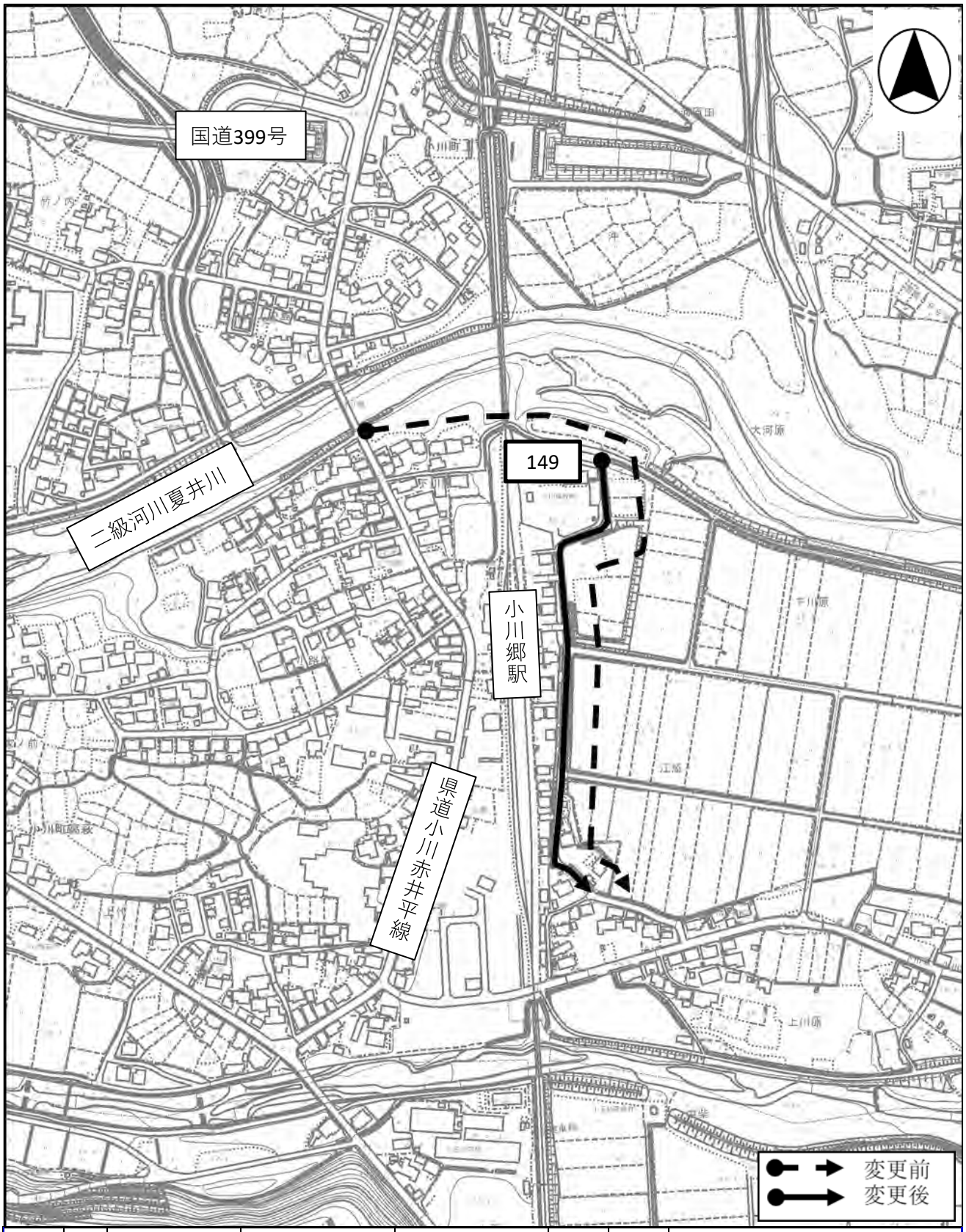

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
変更前	149	下川原・上川原	小川町高萩字下川原108－1	小川町三島字上川原170	2.7～6.2	630.5	夏井川災害復旧助成事業に伴う市道の一部廃止のため、起点位置を変更するもの。
変更後	149	下川原・上川原	小川町高萩字下川原127－1	小川町三島字上川原170	4.4～13.3	420.0	

【変　更】

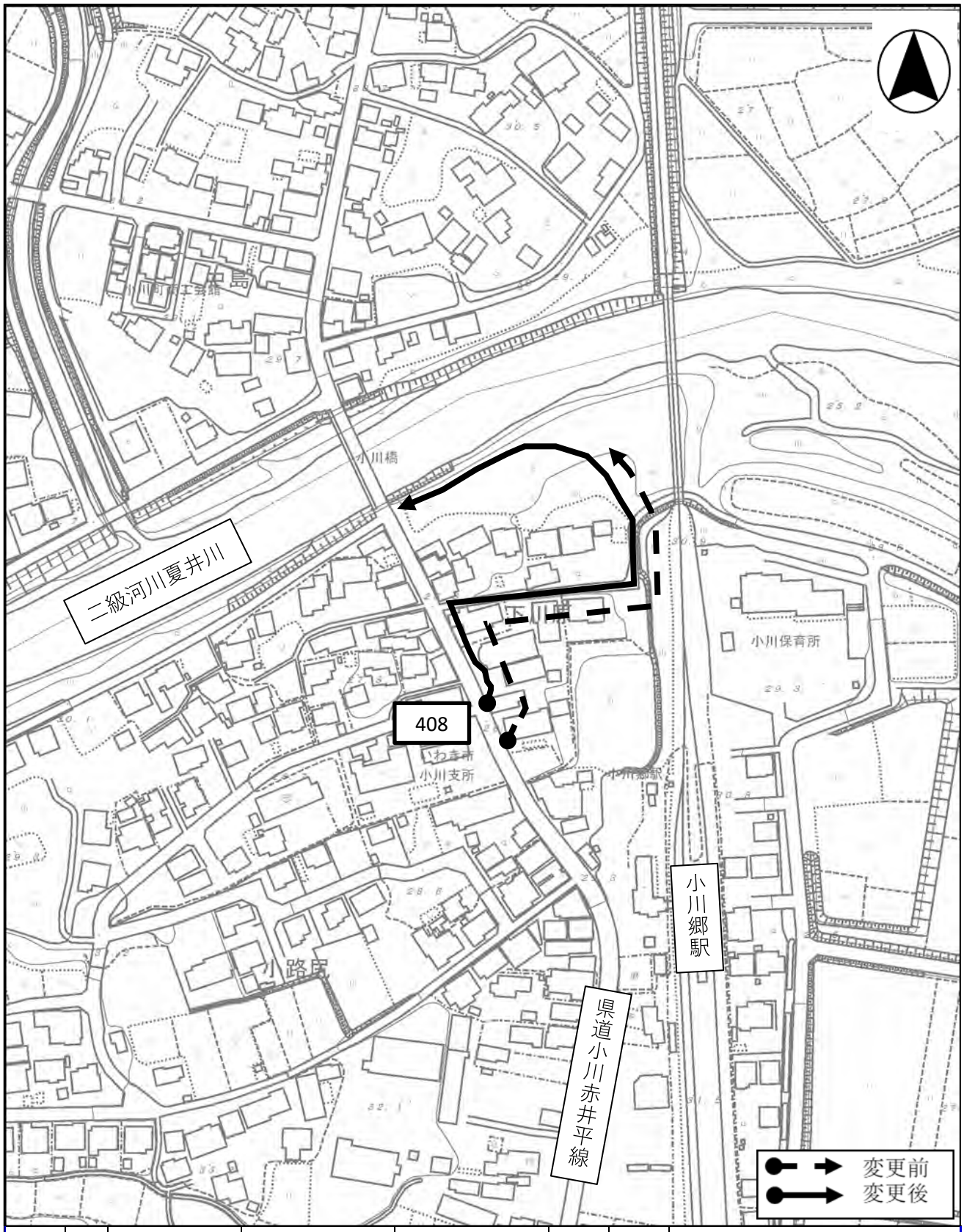

	路線番号	路線名（線）	起点（番地先）	終点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
変更前	408	下川原４号	小川町高萩字下川原114-２	小川町高萩字下川原84-２	3.3～5.8	158.1	夏井川災害復旧助成事業に伴い、市道の一部を統合するため、終点位置を変更するもの。
変更後	408	下川原４号	小川町高萩字下川原114-２	小川町高萩字下川原77-５	3.3～7.9	215.0	

議案第61号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

路　線　の　廃　止

（平　地区）

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
102	後川原１号	平赤井字後川原13-１	平赤井字後川原109	1.5～2.8	210.0
103	後川原２号	平赤井字後川原63	平赤井字後川原50	1.5～1.8	75.5

（小川　地区）

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）
147	河原田・沖	小川町上平字沖45	小川町上平字沖13-１	2.1～5.1	293.1
148	上平沖	小川町上平字沖15	小川町上平字沖89-１	2.4～2.4	49.0

【廃　止】

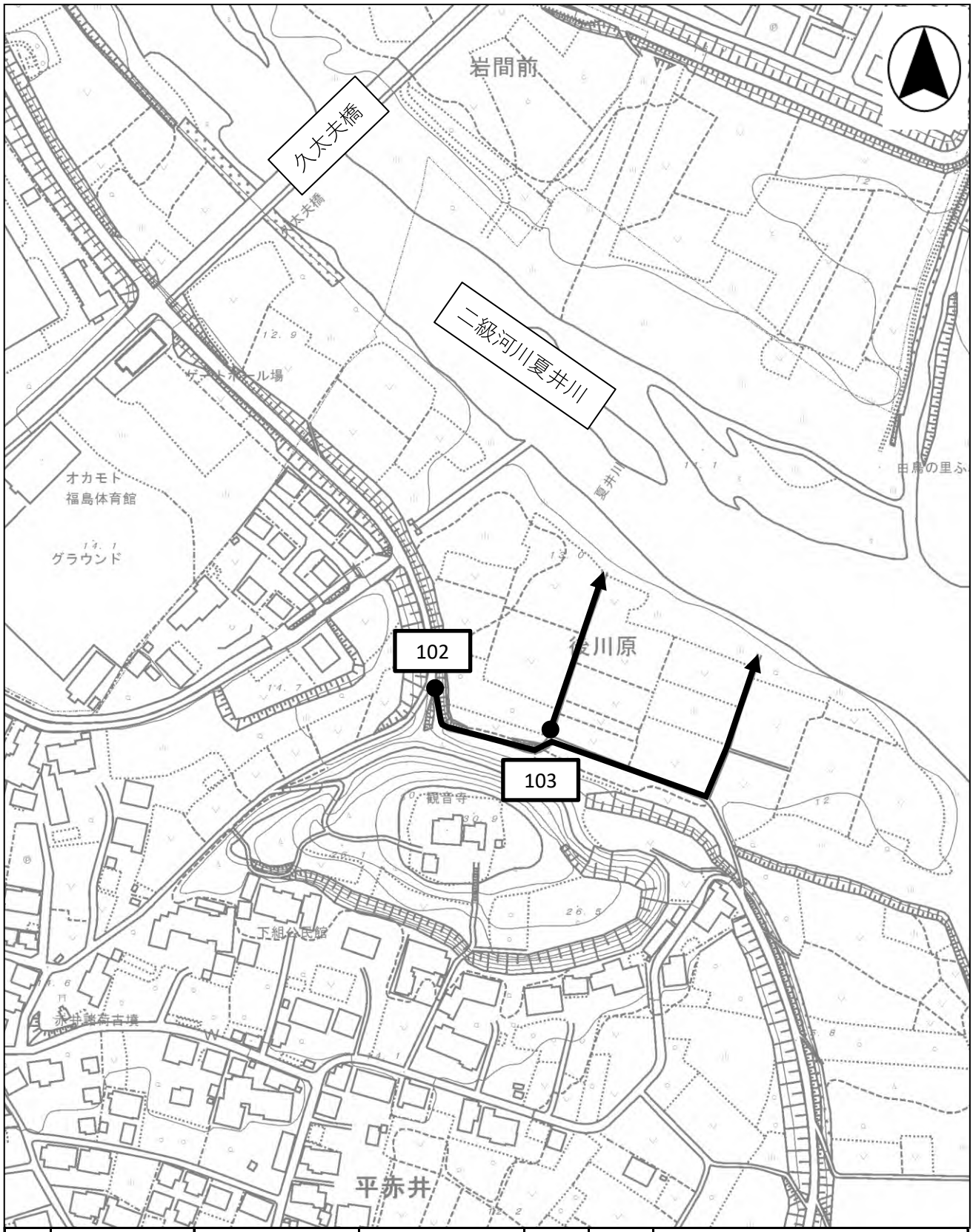

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
102	後川原１号	平赤井字後川原13-1	平赤井字後川原109	1.5～2.8	210.0	夏井川災害復旧助成事業に伴い、廃止するもの。
103	後川原２号	平赤井字後川原63	平赤井字後川原50	1.5～1.8	75.5	

【廃　止】

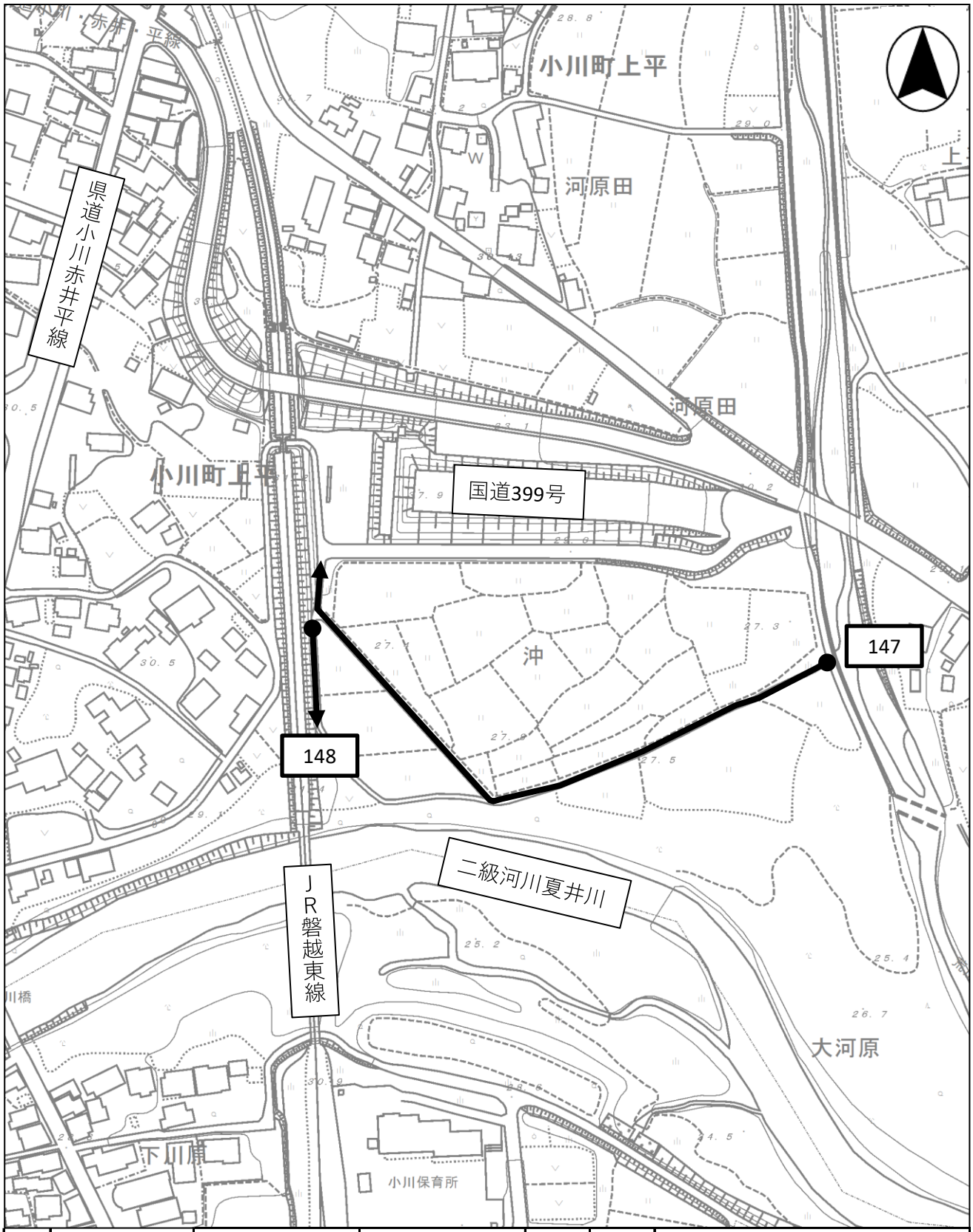

路線番号	路線名（線）	起　点（番地先）	終　点（番地先）	幅員（m）	実延長（m）	事由
147	河原田・沖	小川町上平字沖45	小川町上平字沖13-1	2.1～5.1	293.1	水防用地（ストックヤード）造成に伴い、廃止するもの。
148	上平沖	小川町上平字沖15	小川町上平字沖89-1	2.4～2.4	49.0	

議案第62号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき震災伝承みらい館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　管理を行わせる施設の名称　いわき震災伝承みらい館

２　指定管理者　東京都目黒区東山一丁目５番４号
ＫＤＸ中目黒ビル６階
アクティオ株式会社
代表取締役　淡　野　文　孝

３　指定の期間　令和７年４月１日から
令和10年３月31日まで

議案第63号

指定管理者の指定について

次のとおりいわきの里鬼ヶ城の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

１　管理を行わせる施設の名称　いわきの里鬼ヶ城

２　指定管理者　東京都渋谷区東二丁目27番10号　ＴＢＣビル３Ｆ
株式会社Ｓｅｅ　ＴＡＰ
代表取締役　元　澤　佑　斗

３　指定の期間　令和７年４月１日から
令和12年３月31日まで

議案第64号

包括外部監査契約の締結に関する件について

包括外部監査契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第１項の規定により、次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

１	契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
２	契約の始期	令和７年４月１日
３	契約金額	金12,900,000円を上限とする額
４	費用の支払方法	契約の定めるところによる
５	契約の相手方	住所　福島県郡山市咲田２丁目３番６号 氏名　齋　藤　紀　朗 資格　公認会計士

報告第１号

債権放棄の報告について

いわき市債権管理条例（令和３年条例第３号。以下「条例」という。）第17条第１項の規定に基づき、次のとおり債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年２月20日提出

いわき市長　内　田　広　之

1	債権の名称	公営住宅使用料等
2	放棄する金額	金3,767,274円
3	放棄する理由	条例第17条第１項第８号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	61件
5	放棄年月日	令和６年12月19日
1	債権の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
2	放棄する金額	金344,048円
3	放棄する理由	条例第17条第１項第２号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	２件
5	放棄年月日	令和６年12月20日
1	債権の名称	水道料金
2	放棄する金額	金9,063,227円
3	放棄する理由	条例第17条第１項第８号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	488件

5	放 棄 年 月 日	令和６年12月24日
1	債 権 の 名 称	市立病院診療料等
2	放棄する金額	金46,845,242円
3	放棄する理由	条例第17条第１項第８号に基づく債権の放棄
4	放 棄 件 数	913件
5	放 棄 年 月 日	令和６年12月25日
1	債 権 の 名 称	学校給食納付金
2	放棄する金額	金239,946円
3	放棄する理由	条例第17条第１項第８号に基づく債権の放棄
4	放 棄 件 数	５件
5	放 棄 年 月 日	令和７年１月８日

※　権利の相手方については別添調書のとおり